

住 民 部 会 行政制度比較表

前橋市・富士見村合併協議会

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|----------|---------------------|---|---|--|----|
| 1 | 行政自治委員制度 | 委嘱・任期等 | ○前橋市行政自治委員に関する規則による 行政自治委員は、市行政の円滑な運営と行政効率の向上を図るため、自治会長の推薦した者を市長が委嘱する。 ・選出区分 町の区域又は数町を合わせた区域毎で組織している自治会 252自治会 ・任期 各自治会から推薦される期間まで ・人数 252人 | ○富士見村区設置条例 区長は区民との連絡を図るため、各行政区から選出された者を村長が委嘱する。 ・選出区分 各行政区毎(31行政区) ・任期 1年 ・人数 区長 31人 区長代理 31人 | ○前橋市の制度により調整する ・富士見村区設置条例を廃止し、前橋市行政自治委員に関する規則により、行政自治委員を委嘱する。 | |
| | | 所掌事務 | ・周知事項の伝達及び連絡に関すること ・調査書、報告書の配付及びとりまとめに関すること ・通知書等の送達に関すること ・その他、市長において必要と認める事項 | ・広報紙や各行政機関からのチラシ、文書の配布 ・各課要望の取りまとめ ・敬老会開催の協力 ・防犯灯新設申請 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 手当 | 行政自治委員交付金を交付 (世帯数に応じて5段階、年間) ①A: ~ 150 260,400円 ②B: 151~ 300 276,000円 ③C: 301~ 450 290,400円 ④D: 451~ 700 306,000円 ⑤E: 701~ 320,400円 | 富士見村区長及び区長代理者の報酬額を定める基準に関する規則による 区長報酬 164,000円(均等割)+720円× 世帯数(前年度9月末現在) 区長代理 23,000円/年 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 連絡事務交付金 | ・交付規則等 前橋市行政自治委員に関する規則及び前橋市行政連絡事務交付金要項 ・広報等各種文書の配付手数料等 ・1世帯当たり 1,450円 20パーセントを均等割 80パーセントを世帯割 | ・交付規則等 富士見村行政活動振興交付金事業交付要綱 ・特色ある地域づくり事業 ・村民への広報等の配布事業 ・総額16,000千円(予算)を前年11月末の世帯割り1/2、人口割り1/2で按分し交付する | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 自治会数・名称 | ・自治会数 252自治会 行政区は定めていない。また、町界と自治会の境界は必ずしも一致していない。 ・自治会名称 町名は市で定めているが、自治会の名称は定めていない。 | ・行政区数 31区 ・自治会名称 区設置条例により一区から三十三区(四、十一を除く) | ○現行のまま新市に引き継ぐ ・自治会の名称は、地域の意向を尊重し、自治会ごとに定める。 | |
| | | 住民名簿の提供 | ・年1回 ・異動者一覧表は送付していない。 ・住民名簿は、行政自治委員が市の依頼及び調査事項等に基づく報告書の作成等のために提供するもので、自治会活動上での使用や自治会役員への住民名簿の提供、住民名簿のコピーはできない。 | ・年1回 ・毎月異動者一覧表を送付する。 ・住民名簿は、区長の職務を執行するにあたり使用し、目的外の私的な目的や不正な目的のために、自ら利用し、又は他に提供してはならない。 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 行政自治委員及び町内自治会役員の表彰等 | ○行政自治委員関係の表彰等 ・市政功労者表彰(職員課が所管) 前橋市功労者表彰規則(第2条)による ①20年以上で退任者②12年以上(現職含む。) ・退任者への感謝状贈呈 行政自治委員を退任した者 | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----------|-------|--|--|---|----|
| | | | ○町内自治会役員感謝状贈呈 ・自治会役員（副会長以下組長職にある者）6年以上及び、10年以上で自治会役員を退任した者 | | | |
| | | 連合組織 | <ul style="list-style-type: none"> 前橋市行政自治委員会 行政自治委員会交付金 4,905千円(H19) 前橋市自治会連合会（全市対象） （会長1・副会長5人・監事2人） ↑ 地区連合自治会（23地区） 行政自治委員地区交付金15,000円×行政自委員数 【市街地区域は概ね小学校区】 【郊外区域は概ね合併町村で形成】 （理事61人） ↑ 自治会（252単位自治会） | <ul style="list-style-type: none"> 富士見村区長会（全村対象） （会長1・副会長2人・会計1人・幹事4人） 区長会への交付金 1,240,000円 40,000円/1人×31 ↑ 区（31区） | ○前橋市の制度により調整する ・連合組織の運営に係る内容については、前橋市行政自治委員会及び富士見村区長会の意向により調整する。 | |
| 2 | 認可地縁団体 | | <ul style="list-style-type: none"> ・条例・規則 前橋市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例、前橋市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則 ・地縁団体数 30団体 ・証明書発行手数料 350円 | <ul style="list-style-type: none"> ・条例・規則 富士見村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例、富士見村認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則 ・地縁団体数 7団体 ・証明書発行手数料 300円 | ○前橋市の制度により調整する ・富士見村の地縁団体は、前橋市に引き継ぐ。 | |
| 3 | 集会所等建設費補助 | 新築・増築 | 前橋市町内集会所等建設費補助金交付要項による ・補助内容 建設事業費の3分の1（限度額あり） | 富士見村行政区集会所建設事業補助金交付要綱による ・補助内容 補助対象経費の4分の1以内 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 改修 | 前橋市町内集会所等建設費補助金交付要項による ・補助内容 建設事業費の4分の1（限度額あり） | 富士見村行政区集会所建設事業補助金交付要綱による ・補助内容 集会所床面積の2分の1以上改修の場合該当 補助対象経費の4分の1以内 | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|--------|------------|---|---|--|----|
| 4 | 人権啓発事業 | 人権施策の担当課 | 人権課題について、それぞれの担当課が中心となって啓発事業を実施している。 ・総括窓口…いきいき生活課 ・女性…いきいき生活課 ・子どもたち…児童家庭課、学校教育課、青少年課 ・高齢者…介護高齢福祉課 ・障害のある人たち…障害福祉課 ・同和問題…社会福祉課 ・外国籍の人たち…文化国際課 ・H I V感染者等の人たち…保健予防課 ・ハンセン病患者の人たち…保健予防課 ・犯罪被害者…安全安心課 ・職員研修…職員課 ・人権教育…生涯学習課、学校教育課 | 人権課題について、それぞれの担当課が中心となって啓発事業を実施している。 ・総括窓口…健康福祉課 ・女性…企画財政課 ・子どもたち…健康福祉課、教育委員会 ・高齢者…健康福祉課 ・障害のある人たち…健康福祉課 ・同和問題…健康福祉課 ・外国籍の人たち…健康福祉課 ・H I V感染者等の人たち…健康福祉課 ・ハンセン病患者の人たち…健康福祉課 ・犯罪被害者…健康福祉課 ・人権教育…教育委員会 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 啓発事業 | 総括窓口(いきいき生活課)が行っている啓発事業 ・人権擁護委員による啓発 ・庁内人権施策プロジェクトによる啓発 ・群馬県央地域人権啓発活動ネットワークによる啓発 ・群馬県人権啓発活動ネットワークによる啓発 | 総括窓口(健康福祉課)が行っている啓発事業 ・人権擁護委員による啓発 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 人権施策に係る計画等 | ・人権教育のための国連10年前橋市行動計画平成15年3月に策定 ・(仮称)人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画 平成20年度に策定を予定 | なし | ○前橋市の制度により調整する | |
| 5 | 人権擁護委員 | 委員 | 人権擁護委員 19人 | 人権擁護委員 4人 | ○新市に移行後、速やかに調整する ・富士見村の委員は、合併時、人権擁護委員定数規程により、引き続き在職する。 ・委員の定数は、両市村の合わせた委員数(特別定数)が維持できるよう法務大臣に要望する。 | |
| | | 組織 | 前橋市人権擁護委員会 ・学校訪問による啓発活動 ・市と連携して人権相談の実施(月1回、特設相談年2回) ・年間予算 823,000円 ・補助金 327,000円 | 富士見村人権擁護委員連絡会議 ・学校訪問による啓発活動 ・村と連携して人権相談の実施(月1回、特設相談年2回) ・年間予算 191,000円 ・補助金 0円 | ○新市に移行後、速やかに調整する ・団体の意向を尊重し、統合に向けて調整する。 | |
| 6 | 平和事業 | | ・前橋空襲等パネル展の開催(毎年8月) ・市有施設巡回空襲パネル展の開催(3か所程度) ・特別事業(5年ごとの節目の年)の実施 記念文集の作成、ヒロシマ原爆展の開催、前橋空襲体験ビデオの作成・貸出、長崎原爆被災展の開催など | なし | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|------------------|-----------|---|---|---|----|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 平和都市宣言塔1か所 日本非核宣言自治体協議会に加盟(平成18年度) 平和団体への対応 (参考) 平和都市宣言：平成元年3月市議会採択 | | | |
| 7 | 自衛官募集事務 | | <ul style="list-style-type: none"> 自衛官採用試験の受験希望者に、前橋市募集案内所を紹介する。 募集説明会の開催(市役所会議室) 自衛官募集相談員連名委嘱状交付式の開催(地方連絡部長、市長連名) 自衛官募集事務委託交付金 149,000円(事務委託として市へ交付される) | <ul style="list-style-type: none"> 自衛官採用試験の受験希望者に、前橋市募集案内所を紹介する。 募集説明会の開催(役場会議室) 自衛官募集事務委託交付金 26,000円(事務委託として村へ交付される) | ○前橋市の制度により調整する | |
| 8 | 自衛隊父兄会 | | 前橋市自衛隊父兄会 会員 189人 年間予算 1,120,000円 (会費 年2,000円) 補助金 50,000円 活動 父兄会主催の自衛隊入隊入校予定者激励会を開催する。 | 富士見村自衛隊父兄会 会員 22人 年間予算 160,000円 (会費 年2,000円) 補助金 16,000円 活動 父兄会主催の自衛隊入隊入校予定者激励会を開催する。 | ○新市に移行後、速やかに調整する ・団体の意向を尊重し、統合に向け調整する。 | |
| 9 | 日本赤十字社群馬県支部地区・分区 | 組織 | 日本赤十字社群馬県支部前橋市地区 (地区長：市長) <ul style="list-style-type: none"> 募金委員会(委員長：自治会連合会長) 前橋市日赤有功会(大口寄付者の組織、小中学校等に赤十字文庫を寄贈、会員数198人) 事務局 市民部いきいき生活課 | 日本赤十字社群馬県支部中部地区富士見分区 (分区長：村長) <ul style="list-style-type: none"> 日赤社費募金活動：区長会を通じて募金 募金委員会なし 有功会 なし 事務局 健康福祉課 | ○新市に移行後、速やかに調整する ・上位組織の日本赤十字社群馬県支部の指導により調整する。 | |
| | | 募金活動・社員管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○募金活動 自治会組織による募金(社費・寄付金) 有功会による募金(大口寄付) ○社員管理 パソコン(独自システム) 社員数 33,146人 | <ul style="list-style-type: none"> ○募金活動 区長会を通じて募金 募金委員会なし 有功会 なし ○社員管理 なし 社員は村民全員 | ○前橋市の制度により調整する ・富士見村の社員は、新市に移行後、改めて前橋市の制度により管理をする。 | |
| | | 災害見舞等 | <ul style="list-style-type: none"> 小災害(火災等)時に災害物資(弔慰金)を届ける。(物資は大胡・宮城・粕川支所管内は各支所で対応) 災害物資 日用品セット、毛布、バスタオル・タオルケットセット、ビニールシート 義援金受付窓口を開設 配備(寄贈) 赤十字災害救援車4台、AED1台、救護資材倉庫9基(H19年度3基) | <ul style="list-style-type: none"> 小災害(火災等)時に災害物資(弔慰金)を届ける。 災害物資 日用品セット、毛布、バスタオル・タオルケットセット、ビニールシート 義援金受付窓口を開設 配備(寄贈) 赤十字災害救援車1台、AED1台 | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----------------------|--------------|---|--|---|----|
| | | 赤十字奉仕団 | 前橋市赤十字奉仕団 ・会員 1,100人 ・補助金 日赤前橋市地区より3万円、各分団に1万円と社費実績の1割を支給 ・分団数 10分団 ・活動事業 市民献血の受付 共同募金の街頭での募金のよびかけ | 富士見村赤十字奉仕団 ・会員 37人 ・補助金 日赤富士見村分区分区より 17万円 ・分団数 1分団 ・活動事業 清掃ボランティア 産業祭での共同募金のよびかけ 災害炊き出し訓練 近隣災害地支援 | ○新市に移行後、速やかに調整する ・団体の意向を尊重し、統合に向け調整する。 | |
| 10 | 献血事業 | | 前橋市役所と大胡・宮城・粕川支所で市民献血を実施 ・年間実施回数 市役所6回、大胡支所2回、宮城保健センター2回、粕川支所2回 ・記念品 日赤前橋市地区の予算で対応 | 役場・農協で献血を実施 ・年間実施回数 農協（午前）、役場（午後）2回 ・産業祭 1回 ・記念品 日赤富士見分区分区の予算で対応 | ○新市に移行後、速やかに調整する ・県赤十字血液センターの指導により調整する。 | |
| 11 | 社会福祉法人群馬県共同募金会支会・分区分区 | 組織 | 県共同募金会前橋市支会 ・支会長（市長） ・副支会長（市自治会連合会長・市社会福祉協議会会長） ・運営委員会を組織口委員長：市自治会連合会長 副委員長：市地区社協会長会長、委員：各地区自治会連合会長、更生保護女性会長、赤十字奉仕団委員長、小・中学校長会長 ・事務局 市民部いきいき生活課 | 県共同募金会富士見村支会 ・支会長（村長） ・副支会長（村社会福祉協議会長） ・事務局 村社会福祉協議会 | ○新市に移行後、速やかに調整する ・上位組織の社会福祉法人群馬県共同募金会の指導により調整する。 | |
| | | 赤い羽根共同募金の実施 | ○配分計画（審査）、募金計画：共同募金前橋市支会運営委員会が実施 ・各分会目標額の2%を事務費として地区自治会連合会（=分会）に支出（自治会組織に募金活動依頼） | ○募金計画 ・募金計画：共同募金富士見村支会が行政区長に依頼、実施 ・事務費 1,000円×行政区数 | ○新市に移行後、速やかに調整する ・上位組織の社会福祉法人群馬県共同募金会の指導により調整する。 | |
| | | 歳末たすけあい募金の実施 | ○配分計画（審査）、募金計画 共同募金前橋市支会運営委員会が実施 ・自治会組織に募金活動依頼 | ○配分計画 ・配分委員会（民生委員協議会・区長会）で配分金額、事業内容について検討 | ○新市に移行後、速やかに調整する ・上位組織の社会福祉法人群馬県共同募金会の指導により調整する。 | |
| 12 | 市民活動の支援 | NPO・ボランティア支援 | NPO・ボランティアへの支援を図り「地域づくり」の推進 | ボランティア活動補助金 ・ボランティア活動保険加入の補助 一人300円以内 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 市民活動支援センター運営 | ・市民活動に関する相談 ・市民活動に関する情報発信・情報収集 ・市民活動に関する研修・講座の実施 | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| | | 施設整備の状況 | ・名称 前橋市消費生活センター ・所在地 前橋市千代田町2-5-5 シーズ・ポート2階 ・事務所面積 278.6㎡ ・職員数 センター所長（消費生活係長兼任） 1人 係員（事務吏員） 2人 消費生活専門相談員（嘱託） 3人 計 6人 | なし | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|---------|---------|--|--|--------------------------------------|----|
| 13 | 消費者行政事業 | 消費者啓発事業 | 消費生活用製品安全法に基づく立入検査 年1回 前橋市消費生活啓発員 15人 消費生活展 年1回 啓発座談会 年27回 消費者講座 年1回 くらしのセミナー 年2回(延べ6日間) | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| | | 消費者生活相談 | 相談時間 月～金曜 9:00～16:00 件数 3,074件(平成18年度) 場所 前橋市消費生活センター | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| | | 一般相談 | 相談日 月～金曜日 AM8:30～PM5:15 対象者 制限なし 相談員 職員2人、嘱託員1人 受付方法 面接・電話・書面 場所 市民相談室 | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| | | 法律相談 | ○相談日 毎週火曜日PM1:00～PM4:00 対象者 市民(先着6人) 相談員 群馬弁護士会から派遣弁護士1人 受付方法 前日の午後2時から電話予約 場所 市民相談室 ○相談日 毎月第3木曜日PM1:00～PM4:00 対象者 市民(先着6人) 相談員 群馬弁護士会から派遣弁護士1人 受付方法 前日の午後2時から電話予約 場所 大胡支所 法律相談委託料 1,092,000円 | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| | | 人権相談 | ○相談日 毎月第3金曜日 PM1:00～PM4:00 対象者 市民 相談員 人権擁護委員2人 受付方法 来庁順 場所 市民相談室 ○相談日 8月第3金曜日PM1:00～PM4:00 対象者 市民 相談員 人権擁護委員2人 受付方法 来庁順 場所 大胡支所 ○相談日 10月第3金曜日PM1:00～PM4:00 対象者 市民 相談員 人権擁護委員2人 受付方法 来庁順 場所 宮城公民館 | ○相談日 毎月第3水曜日PM1:30～PM4:00 対象者 村民 相談員 人権擁護委員1人・民生委員1人・ 行政相談員1人 計3人 受付方法 来庁順 場所 富士見村老人福祉センター (社会福祉協議会主催 心配事相談にて開催) | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|------------|--------|---|---|--------------------------------------|----|
| 14 | 市民相談（行政相談） | | ○相談日 2月第3金曜日PM1:00～PM4:00 対象者 市民 相談員 人権擁護委員2人 受付方法 来庁順 場所 隣保館 | | | |
| | | 公証相談 | 相談日 毎月第2・第4月曜日PM1:00～PM4:00 対象者 市民 相談員 公証人1人 受付方法 来庁順 場所 市民相談室 | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| | | 行政書士相談 | 相談日 毎月第1月曜日、PM1:00～PM4:00 対象者 市民 相談員 行政書士1人 受付方法 来庁順 場所 市民相談室 | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| | | 登記相談 | 相談日 毎月第2金曜日、PM1:00～PM4:00 対象者 市民 相談員 司法書士、土地家屋調査士各2人 受付方法 来庁順 場所 市民相談室 | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| | | 行政相談 | ○相談日 毎月第3水曜日PM1:00～PM4:00 対象者 市民 相談員 行政相談員1人 受付方法 来庁順 場所 市民相談室 ○相談日 毎月第2木曜日PM1:00～PM3:00 対象者 市民 相談員 行政相談員1人 受付方法 来庁順 場所 大胡支所 ○相談日 毎月18日 PM1:00～PM3:00 対象者 市民 相談員 行政相談委員1人 受付方法 来庁順 場所 宮城支所 ○相談日 毎月第2火曜日AM9:00～PM12:00 対象者 市民 相談員 行政相談委員1人 受付方法 来庁順 場所 粕川老人福祉センター | ○相談日 毎月第1水曜日 PM1:30～PM4:00 対象者 村民 相談員 人権擁護委員1人・民生委員3人・ 行政相談員1人 計5人 受付方法 来庁順 場所 富士見村老人福祉センター (社会福祉協議会主催 心配事相談にて開催) | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|--------|--------------|---|------|--|----|
| 15 | 市有施設見学 | | <p>(1) 公募による一般市民 対象者 市民 申し込み方法 電話申し込み 実施日 年2回</p> <p>(2) 自治会 対象者 市内の自治会及び各種団体 申し込み方法 指定申し込み用紙 実施日 随時</p> | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| 16 | 男女共同参画 | | <p>○まえばし男女共同参画推進条例 (H15.3.28公布) ○男女共同参画基本計画「まえばしWindプラン2004」(H16～20年度) ・H15策定 ・施策数・・・88事業 ・実施状況の公表 ・次期基本計画H20年度策定予定</p> <p>○前橋市男女共同参画審議会(条例設置)15人 ○男女共同参画庁内推進会議(要綱設置) ・関係部課長…下部組織にワーキンググループ設</p> <p>○情報誌発行 ・年2回 各15,000部(自治会回覧)</p> <p>○男女共同参画相談業務(H15.10月開始) ○男女共同参画推進施策調査委員(H15.10月開始)</p> | なし | ○前橋市の制度により調整する ・男女共同参画相談業務を富士見村に拡大する。 | |
| | | 鉄道基盤維持費補助 | <p>電路、線路等の基盤整備のために、県(3/5)、沿線3市(2/5)で補助金を支出している。 補助金の負担割合は、人口等割、標準財政規模割、均等割から算出され、本市は市負担分の内、58.3%を負担している。 沿線市間の負担割合は、沿線市の構成が変化するなど、重要な変更が生じた場合に見直す。</p> | なし | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 鉄道近代化設備整備費補助 | <p>鉄道施設等の近代化のために、一般設備整備については、国(1/5)、県(2/5)、沿線3市(2/5)、安全対策設備整備については、国(1/3)、県(1/3)、沿線3市(1/3)、緊急保全整備については国(2/5)、県(1.5/5)、沿線3市(1.5/3)、申請どおりに国庫補助がなされない事業については、県及び沿線3市の協議により県(1/2)沿線3市(1/2)、国庫補助対象外の設備整備で県(1/2)、沿線3市(1/2)、補助金を支出している。 補助金の負担割合は、人口等割、標準財政規模割、均等割から算出され、3市負担分の内、58.3%を負担している。 沿線市間の負担割合は、沿線市の構成が変化するなど、重要な変更が生じた場合に見直す。</p> | なし | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|--------|-------------------|--|--|---|----|
| 17 | 公共交通対策 | 鉄道軌道整備補助 | 上電の経営再建の一つとして、固定資産税、都市計画税相当額分（鉄道業相当分のみ）を補助している。 | なし | 〇現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 市町村乗合バス乗合タクシー欠損補助 | 市が委託する乗合バス・乗合タクシーの運行欠損並びに車両購入に対して補助している。 県の市町村乗合バス補助制度を基本的に補助している。県の補助対象経費が欠損額に満たない場合も不足分も含めて欠損分全額を補助している。 (運行費補助は翌年度補助) また、適正利潤分（経常収入の4～8%）を加算補助している。 (歳入) ・県補助金 補助対象経費の1/4 ・町村負担金 路線延長により按分 | 〇市町村乗合バス運行費欠損補助 日本中央バスが運行する「前橋～富士見温泉線」の欠損補助として、前橋市に負担金（路線延長により按分した額）を支出している。 〇バス路線維持対策 県の市町村乗合バス補助制度を基本に、関越交通（株）に「富士見温泉～赤城山ビジターセンター線」（平成18年11月1日から）の運行欠損補助を行っている。 〇村内巡回バス試行運行 平成18年7月1日から平成20年9月末までの計画で、村内を巡回する「るんるんバス」を試行運行している。運行欠損額を村単で委託費として支出している。 | 〇前橋市の制度により調整する ・市町村乗合バスの前橋・富士見温泉線（日本中央バス）は、前橋市との共通路線であり補助制度は変わらない。 ・市町村乗合バスの富士見温泉・赤城山ビジターセンター線の運行補助は、当路線が遠距離通学の児童・生徒の送迎をかねていることから、合併後も新市に引き継ぐ。 ・平成20年9月までに本運行に移行し、新市に引き継ぐ。 | |
| | | 生活交通路線補助 | 国の生活交通路線補助制度では標準運行回数に基づき補助額を決定するが、その補助額が欠損額に満たない場合、該当路線の沿線自治体（高崎市）と協議の上、不足額を補助している。 該当：前橋駅・中央前橋駅～高崎駅（上信電鉄） | なし | 〇現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 敬老割引補助 | 65歳以上の住民への回数券購入に対する補助 回数券 1,000円 利用可能額 1,100円 購入額 750円 市補助額 200円 事業者負担相当額 150円 | 65歳以上の住民への回数券購入に対する補助 回数券 1,000円 利用可能額 1,100円 購入額 750円 村補助額 200円 事業者負担相当額 150円 | 〇現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 交通安全対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> 親と子の交通安全教室（安全講話・内輪差実験・ダミー実験） 年間18回実施（市内45校を2～3年間で1回実施） 幼児交通安全教室（交通講話） 年間約150回実施 市内保育所、園・幼稚園約50か所について年3回実施 高齢者交通安全教室（交通安全講話、交通安全大会） 年間10件程度 各季交通安全運動の実施 警察、安全協会との安全運動実施内容の事前検討会議の開催 前橋市交通対策協議会会員への周知 街頭指導・交通安全教室の実施 啓発用消耗品800,000円 | <ul style="list-style-type: none"> 各小学校にて交通安全教室を実施 各季交通安全運動の実施 警察、安全協会との安全運動実施内容の事前検討会議の開催 富士見村交通対策協議会役員会の開催と委員への周知 街頭指導の実施 | 〇前橋市の制度により調整する。 ・幼児交通安全教室の実施を富士見村に拡大する。 | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|--------|------------|---|---|--|----|
| 18 | 交通安全推進 | | <ul style="list-style-type: none"> ・自転車マナーアップ運動の実施 警察、安全協会等と連携し、学校や駅等において街頭指導を実施 啓発用消耗品 280,000円 ・交通安全コンクールの実施(ポスター・標語) 市立の小中学校の児童・生徒を対象として交通安全に関するポスター標語を募集し交通事故防止に努める。 表彰記念品・表彰状筆耕 355,060円 ・交通事故等多発場所等の調査 警察署との調査に基づく改善依頼 | | | |
| | | 交通安全協会への補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全協会への補助業務 前橋交通安全協会補助 1,000,000円 前橋東交通安全協会補助 1,000,000円 大胡交通安全協会補助 600,000円 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全協会への補助業務 前橋交通安全協会補助 400,000円 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 交通安全基金 | 交通安全基金 73,393,661円 交通安全の推進を図るための事業の財源に充てる。 | 交通安全基金 6,388,000円 交通安全の推進を図るための事業の財源に充てる。 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 交通指導員 | <p>「前橋市交通指導員条例」に基づき市長が委嘱。定員 163人のうち現在147人(平成19年4月1日現在)が活動し、児童生徒の安全な通学が図られている。</p> <p>任期：2年間 報酬：110,000円(年額) 県交通指導員活動促進事業補助金 432,000円 交通指導員会運営補助金 1,100,000円(年額) 出動手当1回(市から依頼) 1,300円 出動手当1回(学校行事) 1,300円 街頭指導日数 児童が通学する全日</p> | <p>富士見村交通指導員設置条例により村長が任命する。定員15人のうち現在15人(平成19年4月1日現在、内女性0名)</p> <p>任期：2年間(慣例により3期勤務) 報酬：(隊長) 200,000円 (隊員) 171,000円 県交通指導員活動促進事業補助金 45,000円 交通指導員会補助金 140,000円(年額) 出動手当1回(村から依頼) 1,500円</p> | ○前橋市の制度により調整する ・交通指導員は、任期、出動手当、報酬、街頭指導日数等を前橋市の制度に合わせることをとする。 | |
| 19 | 防犯協会 | | <p>○前橋市防犯協会 会員数 454人(自治会推薦、任期4年) 分会数 10分会 役員数 47人 年間予算 2,150,000円(報酬なし) 補助金 1,090,000円</p> <p>○前橋市東防犯協会 会員数 417人(自治会推薦、任期2年) 分会数 9分会 役員数 40人(他に監査3人) 年間予算 2,320,000円(報酬なし) 補助金 1,040,000円</p> | <p>○富士見村防犯協会 会員数 44人(行政区推薦、任期3年) 役員数 10人 年間予算 457,000円(報酬なし) 補助金 300,000円</p> | ○前橋市の制度により調整する ・防犯協会は、各警察署管内に組織されており、富士見村防犯協会を前橋警察署管内の前橋市防犯協会に統合できるよう協議を行う。 | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-------|-----|---|------|--------------------------------------|----|
| | | | <p>○前橋市大胡防犯協会 会員数 63人(自治会推薦、任期2年) 分会数 3分会 役員数 7人 年間予算 588,833円(報酬なし) 補助金 490,000円</p> <p>○群馬県防犯協会前橋支部(事業補助) 防犯カメラ維持管理費に係る補助金交付 設置場所:前橋駅南口及び北口 4台 :千代田町四・五丁目 6台 補助金 622,000円</p> | | | |
| 20 | 災害見舞金 | | <p>前橋市災害見舞金等支給内規 (昭47年2月26日伺定め)</p> <p>○対象 災害による被害を受けた市内在住の被災者</p> <p>○支給額(円)</p> <p><見舞金></p> <p>全焼(全壊・流失) <input type="checkbox"/>一人世帯:50,000 <input type="checkbox"/>二人世帯:70,000 <input type="checkbox"/>寮・下宿等の施設1室:20,000</p> <p>半焼(半壊・床上浸水) <input type="checkbox"/>一人世帯:30,000 <input type="checkbox"/>二人世帯:50,000 <input type="checkbox"/>寮・下宿等の施設1室:10,000</p> <p>消火活動による水損 <input type="checkbox"/>一律1世帯:10,000</p> <p>重傷(1か月以上の入院) <input type="checkbox"/>一人につき:30,000</p> <p><弔慰金> 死亡 <input type="checkbox"/>一人につき 100,000</p> | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-------------------------------|-----|---|--|--|----|
| 21 | 災害応急資金融 資斡旋・利子補 給制度 | | <p>○対象 市内で発生した災害により被害を受けた為、当座の生活が困難な被害世帯の世帯主</p> <p>○融資斡旋金融機関 株式会社 群馬銀行 株式会社 東和銀行 しのめ信用金庫</p> <p>○融資斡旋限度額 50万円を限度</p> <p>○償還期限 6か月後から5年以内（元金均等償還）</p> <p>○利率 年8.2%以内</p> <p>○利子補給 資金の融資を受けた者が、償還期に支払った利子のうち年利5.2%以内の割合で計算した額（利率3.0%部分は自己負担）を利子補給</p> | なし | <p>○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。</p> | |
| 22 | 前橋市・富士見 村地区暴力追放 推進協議会補助 | | <p>○前橋市・富士見村地区暴力追放推進協議会 会員数 119人(自治会推薦、任期4年) 役員数 32人(監査、幹事含む) 年間予算 736,339円(報酬なし) 補助金 500,000円(前橋市分)</p> | <p>○前橋市・富士見村地区暴力追放推進協議会 会員数 119人(自治会推薦、任期4年) 役員数 32人(監査、幹事含む) 年間予算 736,339円(報酬なし) 補助金 60,000円(富士見村分)</p> | <p>○新市に移行後、速やかに調整する ・補助金について、調整する。</p> | |
| 23 | 地域安全活動推 進協議会補助 | | <p>○前橋地区地域安全活動推進協議会 会員数 92人(任期2年)(富士見村民含む。) 所管区数 14区 役員数 17人 年間予算 1,800,000円(報酬なし) 補助金 1,400,000円(前橋市分)</p> <p>○前橋東地区地域安全活動推進協議会 会員数 120人(任期2年) 所管区数 9区 役員数 29人 年間予算 1,513,140円(報酬なし) 補助金 1,350,000円</p> <p>○大胡地区地域安全活動推進協議会 会員数 36人(任期2年) 分会数 3分会 役員数 8人 年間予算 133,000円(報酬なし) 補助金 72,000円</p> | <p>○前橋地区地域安全活動推進協議会 会員数 92人(任期2年)(富士見村民含む。) 所管区数 14区 役員数 17人 年間予算 1,800,000円(報酬なし) 補助金 300,000円(富士見村分)</p> | <p>○新市に移行後、速やかに調整する ・補助金について、調整する。</p> | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----------------|---------------|--|--|---|----|
| 24 | 安全安心まちづくり(防犯対策) | まちの安全ひろげたい | <p>○まちの安全ひろげたい事業 「前橋市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、地域で活動する防犯団体を支援し安全安心なまちづくりを推進するため、装備品や防犯啓発物品の提供、青色パトロール装備品の貸出、保険の加入、会議の開催、FAXによる不審者情報の提供、市所有の青色防犯パトロール車の貸出を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの安全ひろげたい装備品の提供 1,231,650円 ・防犯啓発用物品の提供 557,920円 ・青色パトロール装備品の貸出 260,000円 ・防犯活動ボランティア補償制度保険の加入 1,773,800円 ・市所有の青色防犯パトロール車の貸出 420,000円 ・まちの安全ひろげたい研修会等の開催 133,500円 ・地域安全情報FAXの提供 289,740円 ・「まちの安全ひろげたい」通信の発行 <p>○職員防犯パトロール ・専用の青色回転灯付き防犯パトロール車(5台) 月～金曜日 15:15～17:15 職員2人体制で青色回転灯を点灯させ、防犯広報活動(外部スピーカー)をしながらパトロール</p> | <p>○自主防犯組織への貸与品 腕章 467,000円</p> <p>○地域安全監視パトロール業務 委託料 3,463,680円 ・専用の青色回転灯付き防犯パトロール車(1台) 村所有 月～金曜日 10:00～20:00(6～9月) 19:00(左記以外の月) 2名体制で青色回転灯を点灯させ、防犯広報活動(外部スピーカー)をしながらパトロール</p> | <p>○前橋市の制度により調整する ・「まちの安全ひろげたい」を富士見村に拡大する。</p> | |
| | | 安全安心アドバイザーの任用 | <p>警察OB等、防犯の専門的な知識を有する者を「安全安心アドバイザー」として任用し、本市の防犯行政を牽引してもらう。 ・任用者数・・・2人 ・予算・・・7,909,000円/年</p> | なし | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| 25 | 防犯灯 | | <p>・補助要項等 前橋市防犯灯維持管理費及び新設事業費に関する補助要項 ・設置数 19,955灯(平成18年度補助実績) ・設置者 各自治会 ・補助内容 新設事業費 ①新設上限14,000円②ポール付き新設の上限50,000円(設置費の半額で)③器具交換上限5,000円 維持管理費 年間電気料の65%</p> | <p>・補助等無し ・設置数:1,901灯 ・設置者:富士見村 維持管理:富士見村 ・設置費用: 2,409,750円 ・移設等費用: 86,100円 ・修繕料: 2,500,000円 ・電気料: 6,466,390円</p> | <p>○前橋市の制度により調整する。ただし、補助内容については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する ・富士見村の防犯灯の設置及び維持管理は、現在村負担となっていることから、段階的に自治会へ移行していく。</p> | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|----------|-----|--|---|---|----|
| 26 | 防災センター | | ○名称 前橋市防災センター ○所在地 前橋市朝日町四丁目2-2 ○敷地面積 6,065.33㎡ ○規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階、地下1階の一部 ○職員数 嘱託員2人 ○年間来館者数 10,501人(平成18年度実績) ○施設内容 煙内避難体験、初期消火体験、119番通報体験、防災グッズ展示コーナー | なし | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| 27 | 自主防災会 | | ○自主防災会設立状況 129団体、142自治会 ○自主防災会活動用資機材整備事業補助 ・対象 自主防災会が設立されている自治会に対して活動用資機材の購入費を1回に限り補助するもの ・補助額 限度額10万円 | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| 28 | 県衛星系防災無線 | | ○群馬県防災行政無線の地上系と衛星系の2ルート化への再整備を実施した。 | ○群馬県防災行政無線の地上系と衛星系の2ルート化への再整備を実施した。 | ○当分の間現行どおりとし、段階的に調整する ・県防災無線については県と市町村との連絡、端末同士の連絡等が主なものであるが、市民向けの同報系無線やJ-Alert等の整備と一体的な活用を検討する。 | |
| 29 | 防災行政無線 | | ○防災行政無線(移動系) ・周波数 通話846.25~849.75MHz 制御848.902~848.95MHz ・局数 305局 (基地局2・陸上移動中継局1・陸上移動局302) ○防災行政無線(大胡地区同報系)60MHz 44局 ○保守管理委託料(H19) 2,907,450円 | なし | ○新市に移行後、速やかに調整する ・電波法改正により前橋市の防災無線が平成23年で使用できなくなるため、どの段階で新防災無線の設置をするか検討する。 | |
| 30 | 防災会議 | | ○前橋市防災会議に関する条例 ・会長及び委員 市長を会長とし、委員38人 ・任期 2年(7号委員のみ) ・報酬 日額 8,700円 | ○富士見村防災会議条例 会長: 村長 委員: 30人以内 任期: 2年 報酬: 3,900円 | ○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市防災会議に関する条例の適用を基本に委員の数を検討する。 | |
| 31 | 備蓄食糧等 | | ・保管場所 20か所 ・食糧 103,000食 (サバイバルフーズ、アルファ米、乾パン) ・毛布 4,500枚 ・カーペット 2,000枚 ・水: 飲料水兼用耐震性貯水槽100トン級8基にて備蓄 | ・保管場所 7か所 ・食糧 800食 (乾パン、アルファ米、パンの缶詰め) ・毛布 2,010枚 ・真空パックタオル 600枚 ・飲料水袋 4,100枚 | ○前橋市の制度により調整する ・合併後に、新たに備蓄食糧や物資の必要量を再算定し、計画的に備蓄を行う。 | |
| | | | (1) 水道災害相互応援に関する覚書 相手先: 川口市、宇都宮市 (2) 災害時における相互援助に関する協定 相手先: 首都圏農都市長懇話会: 水戸市、宇都宮市、千葉市、浦和市、甲府市、横浜市 | (1) 災害時における相互応援に関する協定 相手先: 前橋市 (2) 大規模災害時における相互応援協定 相手先: 熊谷市 | ○現行のまま新市に引き継ぐ ・2市村がそれぞれの関係団体と締結している災害時応援協定は、原則的に合併後も継続する。 | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|----------|-----|--|---|-------|----|
| 32 | 災害時応援協定等 | | <p>(3) 震災時における緊急設備支援に関する協定 相手先：(株)セレスポ</p> <p>(4) 災害時における相互応援に関する協定 相手先：富士見村</p> <p>(5) 災害時における相互応援に関する要綱 相手先：北関東・新潟地域連携軸推進協議会</p> <p>(6) 大規模災害時における前橋市交通指導員の運用に関する協定書 相手先：前橋警察・前橋東警察</p> <p>(7) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定 相手先：前橋市農業協同組合</p> <p>(8) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定 相手先：協同組合前橋生鮮食料品総合卸売市場</p> <p>(9) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定 相手先：サンヨー食品(株)</p> <p>(10) 災害時における相互応援に関する協定 相手先：吉岡町</p> <p>(11) 災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書 相手先：前橋市管工事協同組合</p> <p>(12) 災害時における相互協力に関する覚書 相手先：前橋中央郵便局</p> <p>(13) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定 相手先：群馬県エルピーガス協会前橋支部</p> <p>(14) 災害時等における緊急物資輸送業務に関する協定 相手先：赤帽群馬県軽自動車運送協同組合</p> <p>(15) 群馬県水道災害相互応援協定 相手先：県内66市町村、2企業団、群馬県</p> <p>(16) 一般廃棄物の相互処理に関する協定 相手先：高崎市ほか4町村衛生施設組合</p> | <p>(3) 災害時における相互協力に関する覚書 相手先：富士見郵便局</p> <p>(4) 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 相手先：コーエイ株式会社</p> <p>(5) 災害時における応急対策業務に関する協定 相手先：富士見村土建業組合</p> | | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|--------|-----|--|-------------------|--|----|
| | | | (17) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定 相手先：株式会社いせやコーポレーション (18) 災害時における救援物資提供に関する協定 相手先：三国コカ・コーラボトリング株式会社 (19) 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 相手先：株式会社アクティオ (20) 災害時における救援物資提供に関する協定 相手先：北関東ペプシコーラ販売株式会社 (21) 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 相手先：コーエイ株式会社 (22) 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定 相手先：社団法人全国霊柩自動車協会 (23) 特例市災害時相互応援に関する協定 相手先：全国各特例市 (24) 災害時における相互援助に関する協定 相手先：湯沢町 | | | |
| 33 | 避難場所 | | 159か所 主な避難場所 学校 幼稚園 保育園 公民館 体育館 運動場 公園 その他 | 6か所 避難場所 学校 | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| 34 | 地域防災計画 | | 前橋市地域防災計画 | 富士見村地域防災計画 | ○新市に移行後、速やかに調整する ・災害対策基本法に基づき、新たな地域防災計画を策定する。 | |
| 35 | 総合防災訓練 | | 1年に1度市民参加型の防災訓練を実施する | なし | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----------------------------|---------|---|---|--|----|
| 36 | 国民保護協議会 運営事業 | 国民保護協議会 | ○前橋市国民保護協議会条例（H18.4.1施行） ・会長及び委員 市長を会長とし、委員40人（以 内） ・任期 2年 ・報酬 日額 8,700円（7号委 員,8号委員の一部に支給） | ○富士見村国民保護協議会条例（H18.3.20施行） ・会長及び委員 村長を会長とし、委員30人以内 報酬：3,900円 | ○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市国民保護協議会に関する条例の 適用を基本に委員の数を検討する。 | |
| | | 国民保護計画 | ○平成19年4月1日施行済み | ○平成20年1月24日施行済み | ○新市移行後、速やかに調整する ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措 置に関する法律に基づき、新たな国民保護計画を 策定する。 | |
| 37 | 民地に設置して ある公設防火水 槽の取扱い | | ○土地使用貸借契約 「土地使用貸借契約書」により当該土地所有者 と貸借契約を締結済 ○貸借料 無償 ○謝礼金 防火水槽1基につき年間3,000円（現金） ○民地に設置されている防火水槽の数 400基 | ○土地使用貸借契約 「土地使用貸借契約書」により当該土地所有者 と貸借契約を締結済 ○貸借料 無償 ○謝礼金 防火水槽1基につき年間3,000円（振込） ○民地に設置されている防火水槽の数 131基 | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| 38 | 水防計画 | | ○策定済 毎年、市防災会議に諮り県水防計画に応じた水 防計画を定めている。 | なし | ○新市に移行後、速やかに調整する ・合併に伴い、前橋市水防計画に富士見地区のた めの計画を新たに盛り込んだ前橋市水防計画を策 定する。 | |
| 39 | 水防倉庫 | | ○所在地（4箇所） 前橋市上泉町1425番地1 前橋市二之宮町1320番地 前橋市小相木町392番地1 前橋市鼻毛石町1426番地1 ○備蓄資器材等 ・鎌 ・ナタ ・鋸 ・斧 ・スコップ ・つるはし ・かけや ・ペンチ ・一輪車 ・ハンマー ・カッター ・土のう袋 ・ビニールシート ・針金 ・丸太 ・鉄杭 ・短管パイプ ・土留鋼板 他 | なし | ○新市に移行後、速やかに調整する ・新たな水防計画策定と同一歩調を合わせ、水防 倉庫及び水防資機材の整備を計画的に進める。 | |
| 40 | 水防訓練 | | ○平成18年度から市総合防災訓練（安全安心課 主管）を実施。 水防訓練においては、市総合防災訓練内にて実 施している。 （平成19年度は、県総合防災訓練を本市で実施 するため、市総合防災訓練は実施せず。） | なし | ○前橋市の制度により調整する ・合併前から関係各機関が前橋市の実施する水防 訓練に参画していく。 | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|------------------|-----|---|--|--|----|
| 41 | 公設消火栓の取扱 | | ○消火栓ホース格納箱について 大胡地区、宮城地区、粕川地区にあっては、火災が発生した際の初期消火用として、各公設消火栓に消火栓ホース格納箱（ホース及び管槍等）が設置されており、合併時、これを承継。今後は、老朽具合に応じ、更新していくが、新たに設置された公設消火栓にあっては、消火栓ホース格納箱は、設置しないことで調整済み。 なお、旧市（前橋地区）においては、消火栓ホース格納箱の設置はなし。 | ○消火栓ホース格納箱について 火災が発生した際の初期消火用として、公設消火栓に消火栓ホース格納箱（ホース及び管槍等）が設置されている。 また、現在でも、公設消火栓を設置するごとに消火栓ホース格納箱（ホース及び管槍等）を設置している。 | ○前橋市の制度により調整する ・大胡、宮城、粕川地区と同様、既存のものは維持管理していくが、新設消火栓及び水道管布設替えに伴う移設消火栓にあっては、格納箱は設置しない。（撤去を含む。） 新設消火栓は消防水利の基準（消防法第20条第1項）を満たすものを設置。 | |
| 42 | 消防団の組織 | | <H20.4.1現在> 5方面 18分団 51部 1,155人（定員） 1,026人（実員） 129人（欠員） | <H20.4.1現在> 8分団 165人（定員） 149人（実員） 16人（欠員） | ○富士見村の消防団は、現行のまま新市に引き継ぎ、組織・形態については、合併後に再編・整理等を行うものとする | |
| 43 | 婦人防火クラブ 婦人消防隊 | | 名称 大胡地区女性消防隊 人員 定員55人 実員54人 任期 2年 再任を妨げない 役員 隊長1人、副隊長3人、分隊長4人、副分隊長4人 役員任期 2年 再任は妨げない 規約 あり 貸与品 帽子、上着、リボン、スラックス 支給品 運動靴、白手袋 名称 宮城地区女性消防隊 人員 定員54人 実員53人 任期 2年 再任を妨げない 役員 隊長1人、副隊長2人、分隊長3人、副分隊長4人 役員任期 2年 再任を妨げない 規約 あり 貸与品 帽子、上着、リボン、スラックス 支給品 運動靴、白手袋 名称 粕川地区女性消防隊 人員 定員40人 実員40人 任期 2年 再任を妨げない 役員 隊長1人、副隊長3人、分隊長4人、副分隊長4人 役員任期 2年 規約 あり 貸与品 帽子、上着、リボン、スラックス 支給品 運動靴、白手袋 | 名称 富士見村婦人消防隊 人員 定員100人以内 実員90人 任期 2年 再任を妨げない 役員 分隊長7人、副分隊長14人（分隊長の中から隊長1人、副隊長3人） 役員任期 2年 規約 あり 貸与品 帽子、上着、リボン、防寒着、スラックス、白手袋、運動靴 支給品 なし | ○現行のまま新市に引き継ぐ ・富士見地区女性消防隊として、現行の組織を維持する。 | |
| 44 | 消防団の役員 | | 班長以上の階級にある者 （前橋市消防団の組織等に関する規則） | 役員会議等は慣例により分団長以上で実施している。（規程なし） | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|------------|-----|--|---|--|----|
| 45 | 役員の任期 | | 2年とし、再任を妨げない。 (前橋市消防団の組織等に関する規則) | 団本部運用上では副団長を6年(1期2年)経験し、2年間団長を勤めた後、退団となる。ラッパ長については概ね6年間勤務後退団している。分団長については、分団ごとに運用されているが、概ね経験5年程度で就任し、1年間勤務し退団している。(規程なし) | ○前橋市の制度により調整する | |
| 46 | 消防団員の任用条件 | | 次のいずれにも該当する者 ・本市消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 ・年齢18歳以上の者 ・志操堅固でかつ身体強健の者 (前橋市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例) | 村内に居住する年齢18歳以上の者(入団時に村内居住者は、転出後についても団員として運用している。) (富士見村消防団条例) | ○前橋市の制度により調整する | |
| 47 | 消防団員の採用等 | | 入団に際し次の書類を提出させている。 ・入団願・分団長の推薦状(規外) ・消防団員履歴調査表(規外) ・宣誓書(規外) | 提出書類等なし | ○前橋市の制度により調整する | |
| 48 | 階級・報酬・費用弁償 | | 階級・報酬・費用弁償 (単位:円) 階級種別金額出張旅費宿泊料 団長年額266,000 2,600 12,500 副団長年額182,500 2,600 12,500 分団長年額155,500 2,200 12,500 副分団長年額97,000 2,200 12,500 部長年額83,500 2,200 12,500 班長年額53,000 2,200 12,500 団員年額43,000 2,200 12,500 ※・消防ポンプ自動車の機関員には、年額24,000円を報酬年額に加算する。 ・県内で日帰りの出張については支給しない。宿泊を伴う県内の出張については、半日当を支給する。県外の場合は全日当支給 | 階級・報酬・費用弁償 (単位:円) 階級種別金額出張旅費宿泊料 団長年額344,000 2,600 11,800 副団長年額206,000 2,600 11,800 分団長年額156,000 2,600 11,800 副分団長年額92,000 2,600 11,800 班長年額57,000 2,600 11,800 団員年額42,000 2,600 11,800 ラッパ長年額182,000 2,600 11,800 副ラッパ長年額92,000 2,600 11,800 ラッパ手年額46,000 2,600 11,800 機関員年額49,000 2,600 11,800 ※県内の出張は日当は支給しない。県外の出張は全日当を支給。宿泊を伴う出張は実費弁償 | ○富士見村の消防団員の待遇等については、富士見村の制度を考慮し、前橋市の制度に段階的に調整していくものとする ・制度調整方法は、大胡・宮城・粕川地区と同様とする。 | |
| 49 | 出動手当 | | なし | 出動種別 支給単位 受給単位 出動手当額 火災・水防 1回当り 団員1人 1,500円 訓練・演習 1回当り 団員1人 1,500円 捜索 1回当り 団員1人 1,500円 | ○富士見村の消防団員の待遇等については、富士見村の制度を考慮し、前橋市の制度に段階的に調整していくものとする ・制度調整方法は、大胡・宮城・粕川地区と同様とする。 | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|---------------|-----|--|---|--|----|
| 50 | 消防団運営交付金・協力金等 | | 区 分 消防団運営交付金 消防団本部 2,120,000円 方面団 部数×8,500円 +方面団数×270,000円 分 団 団員数×17,500円 +分団数×125,000円 女性消防隊 隊員数×20,000円 ※平成21年度まで第5方面団には市町村合併に伴う制度調整あり。 ※ 消防後援会費は各自治会で行っているため金額等不明 | 区 分 消防団運営交付金 消防団本部 2,229,000円 ラッパ隊 345,000円 分 団 団員数×36,000円 婦人消防隊 360,000円 分 隊 隊員数×7,000円 ※ 消防後援会費 9,000,000円→消防団運営のための交付金であり、消防委員長（村議）が、消防後援会長となっている。（H18年度実績） | ○富士見村の消防団員の待遇等については、富士見村の制度を考慮し、前橋市の制度に段階的に調整していくものとする ・制度調整方法は、大胡・宮城・粕川地区と同様とする。 | |
| 51 | 表彰（除 協会等） | | ○市長表彰 ・功労賞（分団・部・団員が対象） ・永年勤続表彰（5年・10年・15年・20年勤続の個人が対象） ・退職団員表彰（退団者） ○消防団長表彰（分団・部・団員が対象） （前橋市消防団表彰規則） | ○村長表彰 ・感謝状授与（消防団本部退団者） ・記念品授与（消防団分団長退任者） （規程なし） | ○前橋市の制度により調整する | |
| 52 | 消防賞じゅつ金制度 | | 区 分 金 額 殉職者賞じゅつ金 490万円以上 2,520万円以下 障害者賞じゅつ金 2,060万円以下 殉職者特別賞じゅつ金 3,000万円 （前橋市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例） | 区 分 金 額 殉職者賞じゅつ金 490万円以上 2,520万円以下 障害者賞じゅつ金 2,060万円以下 殉職者特別賞じゅつ金 3,000万円 （群馬県市町村総合事務組合に加入） | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | | 4月 ・前橋シティマラソン参加 ・役員総会（班長以上の役員） ・女性消防隊総会 ・新入団員1日研修（広域） 5月 ・県消防協会前橋広域支部総会 ・幹部女性防火クラブ等研修会 ・防火指導員研修 ・消防ポンプ操法大会組合せ抽選会 6月 ・班長以上役員視察研修 7月 ・消防ポンプ操法競技大会 ・前橋市総合防災訓練 ・班長又は分団長以上視察研修 8月 ・車庫詰所の維持管理・機械器具調査 ・前橋花火大会警戒 9月 ・県総合防災訓練見学 ・消防団員普通救命講習会 ・分団長以上視察研修（隔年） | 4月 ・辞令交付式・婦人消防隊総会 ・役員初会議 ・幹部・機関要員訓練 ・新入団員1日研修（広域） ・春の1日訓練 5月 ・幹部職団員合同会議（広域） ・防火査察（各分団ごとに実施） 6月 ・婦人消防隊交流事業 8月 ・赤城山夏祭り花火大会警備 9月 ・分団長以上視察研修 ・秋季点検前合同訓練 | ○新市に移行後、速やかに調整する ・事業計画は、合併後の消防団の役員によって十分な協議により、決定する。 | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|----------------------------|-----|---|---|---|----|
| 53 | 消防団年間行事 (除 消防協会 等行事) | | <p>1 0 月・方面団別会議</p> <p>1 1 月・秋の火災予防運動 ・前橋市消防隊秋季点検 ・退職消防団員感謝状贈呈式</p> <p>1 2 月・交通安全 啓発研修(講習会) ・歳末夜警(28日～30日)</p> <p>1 月 ・消防隊出初め式 ・新年互礼会 ・文化財防火デーに伴う訓練</p> <p>2 月 ・方面団別会議 ・県消防協会前橋広域支部総会</p> <p>3 月 ・方面団別消防訓練 ・春の火災予防運動</p> <p>※・毎月1回:正副団長会議 ・隔月1回:定例役員会議(副分団長以上) ・不定期:担当別役員会議 ・分団各部は月1回以上の車庫詰所の維持 管理・機械器具点検</p> | <p>1 0 月・秋季点検前役員会議 ・秋季点検予行 ・秋季点検</p> <p>1 1 月・秋の火災予防運動 ・火災防御訓練</p> <p>1 2 月・年末役員会議 ・歳末夜警(25日～31日)</p> <p>1 月 ・消防隊出初め式 ・新年意見交換会</p> <p>3 月 ・県消防大会 ・春の火災予防運動 ・婦人消防隊消火訓練 ・年度末役員会議</p> <p>※各分団は、毎月3回の機械器具の点検、防火 水槽、消火栓等の水利点検を実施不定期なが ら、消防団役員会議を月1回程度開催</p> | | |
| 54 | 消防団貸与品 | | <p>品 名</p> <p>制 服(班長以上) ○</p> <p>制 帽(班長以上) ○</p> <p>夏制帽(副分団長以上) ○</p> <p>夏略帽 ×</p> <p>活動服(長袖) ○</p> <p>アポロキャップ ○</p> <p>盛夏服(半袖)(副分団長以上) ○</p> <p>編上靴 ○</p> <p>ゴム長靴 ○</p> <p>革手袋 ○</p> <p>白手袋 ○</p> <p>サランバンド(紺色) ○</p> <p>サランバンド(橙色)(副分団長以上) ○</p> <p>紺Tシャツ(半・長袖) ○</p> <p>防寒ジャンパー ○</p> <p>防火衣 ○</p> <p>ヘルメット ○</p> <p>階級章(制服・作業服用・ワッペン) ○</p> <p>ネクタイ(班長以上) ○</p> <p>雨衣 ○</p> | <p>品 名</p> <p>制 服(本部・分団長) ○</p> <p>制 帽(本部・分団長) ○</p> <p>夏制帽(本部) ○</p> <p>夏略帽 ○</p> <p>活動服(長袖) ○</p> <p>アポロキャップ ○</p> <p>盛夏服(半袖) ○(団本部のみ)</p> <p>編上靴 ○</p> <p>ゴム長靴 ○</p> <p>革手袋 ○</p> <p>白手袋(本部・ラッパ手) ○</p> <p>サランバンド ○</p> <p>紺Tシャツ(半袖) ○</p> <p>防寒ジャンパー ○</p> <p>防火衣(各分団概ね15着) ○</p> <p>ヘルメット(各分団概ね16個) ○</p> <p>階級章 ○</p> <p>ネクタイ(本部・分団長) ○</p> <p>雨衣 ○</p> | ○新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段 階的に調整する ・激変緩和に考慮する。 | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|----------|---------|---|--|----------------|----|
| 55 | 消防団員の研修 | | <ul style="list-style-type: none"> ・班長以上の視察研修日帰り（隔年） ・分団長以上の視察研修1泊2日（隔年） ・群馬県消防学校が主催する各種団員教育研修 ・群馬県消防協会前橋広域支部が主催する研修 新入消防団員の研修 ・消防団が主催する研修 交通法令等に関する講習会 普通救命講習会 防火指導員研修会 ・群馬県消防協会等が主催する研修 消防団員指導員研修 | <ul style="list-style-type: none"> 各分団ごとに全団員対象 研修場所は分団で選定 ・分団長以上の研修 2泊3日で研修可能な国内 ・群馬県消防学校での研修 消防学校が主催する各種消防団員教育 ・群馬県消防協会前橋広域支部が主催する研修 新入消防団員の研修 副分団長以上の研修（1泊2日） ・その他群馬県消防協会等が主催する研修 （消防団員指導員研修） | ○前橋市の制度により調整する | |
| 56 | 車庫詰所・装備等 | 車庫詰所 | <ul style="list-style-type: none"> ・車庫詰所51箇所 ・器具置場4箇所 ・耐用年数：概ね30年以上 ・ホース乾燥塔：電動ウインチ機能付（建替分 から） ・非常時用として、発電機から電源を得られる 電気配線を施し、すべての車庫詰所に発電 機、投光機、携帯拡声器を配備している。 ・用地は詰所等55箇所のうち、9箇所は自治 会の用地又は私有地を借用している。 ※市有地以外の場合は、年額8,000円等の謝 礼で借用している。 ・電気料及び水道料は市が負担 ・ガス（LPG等）は各部負担又は地元自治会負担 ・電話：原則設置せず ・エアコン・テレビ等：原則設置せず ※大部分は設置されているが、これは各分団・ 部が地元自治会などの協力を得て設置してい る。 ・団員召集用サイレン等は原則設置せず。 ※設置されている部もあるが、これは地元自治 会等の協力で設置されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・車庫併設詰所8箇所 ・器具庫のみ1箇所（箕輪地区・可搬ポンプ収 納） ・用地は原則として村有地であるが、区有地等 の用地を借用の場合は無償借用 ・電気、電話料、上水道、下水道、LPGは村が 負担 ・エアコン、テレビ等は各分団で設置 ・各詰所にモーターサイレン設備 | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 消防団配備車輛 | <ul style="list-style-type: none"> 消防団配備車輛 ・普通ポンプ自動車 45台 ・水槽付きポンプ自動車 6台 ・小型動力ポンプ積載車 7台 ・照明付可搬ポンプ積載車 1台 ※基本的耐用年数：13年～15年 ※可搬ポンプ 3台 | <ul style="list-style-type: none"> 消防団配備車輛 ・本部指令車 1台 ・消防ポンプ自動車 8台 ・可搬ポンプ積載車 1台 ※基本的耐用年数：14年 ※可搬ポンプは、第5、第6、第7、第8分 団に装備されている。 | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 震災対策用品 | <ul style="list-style-type: none"> 震災対策用品（全車庫詰所） ノコギリ（2）・スコップ（2） バール（中型）（2）・ツルハシ（1） 防水シート（5）・防塵マスク（2） コードリール（1）・燃料タンク（1） | <ul style="list-style-type: none"> 震災対策用品（全車庫詰所） チェーンソー（1）・スコップ（2） 防水シート（1）・コードリール（1） 燃料タンク（1） | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|---------------|-----|--|--|--------------------------------------|----|
| 57 | 消防団無線設備 | | 無線機の有・無 施設等 ・団本部 有 (携帯1台) ・団本部車 有 (車載1台) ・消防ポンプ自動車 有 (車載58台) ・車庫詰所 無 ・部 有 (携帯60台) 消防団員 ・団長 有 (携帯1台) ・副団長、方面団長 有 (携帯12台) ・分団長 有 (携帯18台) ・副分団長 有 (携帯21台) ・部長 有 (携帯11台) ・班長 無 ・団員 無 合計 183台 (車載59台・携帯124台) | 無線機の有・無 施設等 ・指令車 有 (車載1台) ・消防ポンプ自動車 有 (車載8台) ・車庫詰所 無 ・役場 有 (携帯1台) 消防団員 ・団長 有 (携帯1台) ・副団長等 有 (携帯4台) ・分団長 有 (携帯8台) ・副分団長 有 (携帯8台) ・部長 無 ・班長 無 ・団員 無 ・その他 有 (携帯3台) 合計 34台 (車載9台・携帯25台) | ○現行のまま新市に引き継ぐ ・交互通信が出来るように措置する。 | |
| | | | 受令機の有・無 施設等 ・団本部 無 ・団本部車 無 ・消防ポンプ自動車 有 (車載59台) ・車庫詰所 有 (51台) ・部 無 合計 110台 (車載59台) | 受令機の有・無 施設等 ・指令車 有 (車載1台) ・消防ポンプ自動車 有 (車載8台) ・車庫詰所 無 ・役場 無 消防団員 ・団長 有 (携帯1台) ・副団長等 有 (携帯4台) ・分団長 有 (携帯8台) ・副分団長 有 (携帯16台) ・部長 無 ・班長 有 (携帯16台) ・団員 有 (携帯126台) 合計 180台 (車載9台・携帯171台) | | |
| 58 | 消防団非常食糧 備蓄 | | 大規模災害発災時の消防団活動に備え、非常 用食糧を次のとおり備蓄している。 備蓄箇所は防災備蓄倉庫 (本部地下) ※ 備蓄量は、大規模災害発災時の非常召集に 対して団員数 (条例定員) のうち85パーセン トが参集すると想定し、他の都道府県等から応 援物資が届くまでの1日間だけ団員が消防活動 に従事できるよう備蓄 (品名) (数量) アルファー米 986食 飲料水 1,760本 乾パン 989食 サバイバルフーズ 480食 缶詰 2,227缶 | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村へ拡大する。 | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|------------------|---------------|---|---|--------------------------------------|----|
| 59 | 防火指導員交付金 | | 各部長を一般家庭の防火診断その他の火災予防活動の指導者として、「防火指導員」の名称を用い任命している。 区 分 防火指導員交付金 消防団本部 10,000円 方面団 方面団数×10,000円 分 団 部長数×10,000円 | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村へ拡大する。 | |
| 60 | 消防団員福祉共済 | | 財団法人日本消防協会の福祉共済制度に全団員が加入し、福利厚生を実施している。 | 財団法人日本消防協会の福祉共済制度に全団員が加入し、福利厚生を実施している。 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 61 | 消防団員公務災害補償 | | ・群馬県市町村総合事務組合に加入 ・消防団消防活動賠償責任総合補償保険（民間）に加入 | ・群馬県市町村総合事務組合に加入 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 62 | 消防団員退職報償金 | | 群馬県市町村総合事務組合に加入 | 群馬県市町村総合事務組合に加入 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 63 | 住民基本台帳処理 | | ・オンライン処理 システム 日本電気(株) COKAS-4 (H22年1月に新システム((株)GCC)へ移行予定) ○バックアップ ・システム処理 (H22年1月に新システム((株)GCC)へ移行予定) | ・オンライン処理 システム (株)GCC ○バックアップ ・システム処理 | ○前橋市の制度（システム）により調整する | |
| 64 | 住民基本台帳ネットワークシステム | システム | ・メッセージ転送方式採用 ・ICカードの取組み (機器更改についてはH21年1月に再リース及び同時にシステム改造予定) | ・メッセージ転送方式採用 ・ICカードの取組み | ○前橋市の制度（システム）により調整する | |
| | | カード | 独自発行 ・NTTコミュニケーションズ(株)製 eLWISE コンピ型ICカード 型番E16R10N | 委託発行 | ○前橋市の制度（システム）により調整する | |
| 65 | 各種届出書 | 一般届出書 | 4枚複写で3種類（転入・転居、転出、国保・年金）異動に関しては、窓口受付後即時処理。 ○届出書の保管 書庫に1年間保存 | 異動届プリント打出し他係用（国保・福祉、介護、年金）異動に関しては、窓口受付後即時処理。 ○届出書の保管 書庫に1年間保存 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | インターネットによる届出書 | 住民が手持ちのパソコンから届出書をプリントアウトし、必要事項を記入して窓口に提出。 | 住民が手持ちのパソコンから届出書をプリントアウトし、必要事項を記入して窓口に提出。 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 66 | 戸籍、住基の文字違い | | 該当者に文書で通知。 | 該当者に文書で通知。 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 67 | 失期者の対応 | | 法の定める届出期間を1年以上懈怠した者を裁判所に通知。（毎月1回） | なし | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-------------|-----|--|---|----------------------|----|
| 68 | 選挙人名簿の定時登録 | | バッチ処理 (処理方法はH22年1月新システム((株)GCC)へ移行後変更予定) | バッチ処理 (株)GCCに委託) | ○前橋市の制度により調整する | |
| 69 | 選挙時の事務 | | 入場券及び選挙人名簿抄本管理 | 入場券及び選挙人名簿抄本管理 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 70 | 印鑑登録事務 | | オンライン処理 登録手帳方式 登録に関する保証人の資格 (前橋市に住民登録、外国人登録してある者) 登録原票保管 ⇒ファイル及び鍵付き書庫に保存 登録原票除票の保管 ⇒除票後5年間書庫に保存 | オンライン処理 登録手帳方式 登録に関する保証人の資格 (富士見村に住民登録、外国人登録してある者) 登録原票保管 ⇒ファイル及び鍵付き書庫に保存 登録原票除票の保管 ⇒除票後5年間書庫に保存 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 71 | 警察署等からの照会回答 | | 文書による照会。ただし、緊急を要するものは電話で回答し、後日文書を提出してもらう。 | 文書による照会。ただし、緊急を要するものは電話で回答し、後日文書を提出してもらう。 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 72 | 住民基本台帳の閲覧 | | 前橋市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領に沿って実施。 件数料金制 | 予約制、混雑を避けた日時 件数料金制 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 73 | 実態調査 | | 即時調査のもの、後日一斉に行うものがある。 関係課で共通利用するための調査対象者のデータベース化を検討中。 | 関係課で連携し、情報収集、必要に応じて調査 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 74 | 外国人との混合世帯対応 | | 申請により備考文システムを使用して住民票に外国人世帯員を記載(備考欄) (H22年1月に新システム((株)GCC)へ移行予定) | 申請により備考文システムを使用して住民票に外国人世帯員を記載(備考欄) | ○前橋市の制度により調整する | |
| 75 | 戸籍電算処理 | | オンライン処理 システム 日本電気(株) 戸籍総合システム REPROS-X (H22年1月に既存住民記録システムとの連携部分は新システム((株)GCC)へ移行予定) | オンライン処理(平成12年10月稼働) システム (株)両毛システムズ Civic-Station戸籍情報総合システム | ○前橋市の制度(システム)により調整する | |
| 76 | 外国人登録電算処理 | | オンライン処理 システム 日本電気株式会社 NEC日本語ターミナル(異動処理) 日本語OAプリンターMPP(申請書作成) (H22年1月に新システム((株)GCC)へ移行予定) | オンライン処理 システム (株)GCC 外国人登録システム(異動処理) 日本語OAプリンターNEC700XX(申請書作成) | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----------------|-----|---|---|----------------|----|
| 77 | 手数料 | | <p>窓口手数料 手数料の種類単位金額 戸籍個人、全部事項各証明(謄・抄本) 1通 450円 除籍個人、全部証明(〃) 1通 750円 戸籍に記載した事項に関する証明 証明事項 1件 350円 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明 証明事項 1件 450円 届出若しくは申請の受理証明(法務省令で定める様式)又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明 1通 350円 1通 1,400円 届出若しくは申請書類の閲覧 書類1件 350円 印鑑登録証交付 登録証 1冊 350円 印鑑登録証明書 1枚 350円</p> <p>住民票の写し 1通 350円 住民票の閲覧 1件 350円 外国人登録原票の記載事項証明 1通 350円 身分証明書 1通 350円 諸証明 1件 350円</p> <p>自動車臨時運行許可証 1件 750円 戸籍の附票の写し 1通 350円 住民基本台帳カード 1枚 500円 公的個人認証 1件 500円</p> | <p>窓口手数料 手数料の種類単位金額 戸籍個人、全部事項各証明(謄・抄本) 1通 450円 除籍個人、全部証明(〃) 1通 750円 戸籍に記載した事項に関する証明 証明事項 1件 350円 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明 証明事項 1件 450円 届出若しくは申請の受理証明(法務省令で定める様式)又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明 1通 350円 1通 1,400円 届出若しくは申請書類の閲覧 書類1件 350円 印鑑登録証交付 登録証 1冊 300円 印鑑登録証明書 1枚 300円</p> <p>住民票の写し 1通 300円 住民票の閲覧 1世帯 300円 外国人登録原票の記載事項証明 1通 300円 身分証明書 1通 300円 諸証明 1件 300円</p> <p>戸籍の附票の写し 1通 300円 住民基本台帳カード 1枚 500円 公的個人認証 1件 500円</p> | ○前橋市の制度により調整する | |
| 78 | 交付請求書の保管 | | <p>1年(住民票の写し、戸籍の附票の写し、諸証明、住民基本台帳の閲覧、登録原票記載事項証明書、自動車臨時運行許可証及び公用請求に係るもの) 3年(戸籍謄本・抄本等、印鑑登録証明書及び郵送請求に係るもの)</p> | <p>1年(住民票の写し、戸籍の附票の写し、諸証明、住民基本台帳の閲覧、登録原票記載事項証明書及び公用請求に係るもの) 3年(戸籍謄本・抄本等、印鑑登録証明書及び郵送請求に係るもの)</p> | ○前橋市の制度により調整する | |
| 79 | インターネットによる交付請求書 | | <p>住民が手持ちのパソコンから交付請求書をプリントアウトし、必要事項を記入して窓口へ提出。</p> | <p>住民が手持ちのパソコンから交付請求書をプリントアウトし、必要事項を記入して窓口へ提出。</p> | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|------------|--|--|--|----------------|----|
| 80 | 交付請求の受付の方法 | 本人、第三者請求 | 本人請求 押印(運転免許証、生年月日等で本人確認)。本人の印を預かってきた場合は請求者欄に本人の住所・氏名を記入し、本人請求とする。預かってきた人は使者欄に記入。 第三者請求 必要とする人との関係が分かる書類の添付又は提示、会社請求の場合は会社名、代表者の記載・会社印で請求、「一部」「表示なし」で交付。 | 本人請求 押印(印なき場合は、運転免許証、生年月日等で本人確認)。本人の印を預かってきた場合は請求者欄に本人の住所・氏名を記入し、本人請求とする。預かってきた人は使者欄に記入。 第三者請求 必要とする人との関係が分かる書類の添付又は提示、会社請求の場合は会社名、代表者の記載・会社印で請求、「一部」「表示なし」で交付。 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 郵送請求 | 【本庁、大胡・宮城・粕川支所】 請求書(必要な証明の種類、通数、請求理由、請求者署名押印、住所、連絡先、必要とするものと請求者との関係)、手数料(定額小為替)、宛先記入の返信用封筒、返信用切手、運転免許書等の写し(請求者の本人確認) | 請求書(必要な証明の種類、通数、請求理由、請求者署名押印、住所、連絡先、必要とするものと請求者との関係)、手数料(定額小為替)、宛先記入の返信用封筒、返信用切手 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 公用請求 | 本庁、大胡・宮城・粕川支所 | 本庁 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 火葬予約 | 24時間電話受付(本庁のみ) | 24時間電話取次ぎ | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 埋火葬許可書 | ・死体埋火葬許可申請書 ・死胎埋火葬許可申請書 ・火葬室及び待合室利用許可申請書 ・霊きゅう車利用許可申請書(式場利用者除く) 開庁日・閉庁日とも8:30~17:15に発行 【開庁日は本庁、支所】 【閉庁日は本庁、大胡支所(日直)のみ】(宿直では発行しない) ・式場及び集会所利用許可申請書 ・霊きゅう車利用許可申請書(式場利用者) 斎場にて発行 | 開庁日・閉庁日とも8:30~17:30に発行 時間外、閉庁日は宿日直により発行 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 改葬許可申請 | 埋葬若しくは納骨の事実を証する墓地又は納骨堂の管理者の証明書欄証明済み申請書、印 | 埋葬若しくは納骨の事実を証する墓地又は納骨堂の管理者の証明書欄証明済み申請書、印 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 81 | 霊柩車の運行範囲 | 霊柩車の運行範囲は市内のみ ※式・火葬当日の運行のみ | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | | |
| | 施設 | 主な施設 ・式場(大1、小1) ・火葬炉 10基 ※現在新斎場を建設中 | なし | ○現行のまま新市に引き継ぐ | | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----------------|-----|---|----------------|---|----|
| 82 | 斎場 | 使用料 | <p>主な使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬室（1体） <申請者又は死亡者が本市住民> 無料 <申請者又は死亡者が本市住民以外> 12歳以上 26,000円 12歳未満 17,000円 ・式場（3時間） <申請者又は死亡者が本市住民> 大40,770円、小10,190円 <申請者又は死亡者が本市住民以外> 大81,550円、小50,970円 | なし | <p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 （富士見村住民の火葬室と待合室使用料は、合併に先行して平成20年4月1日から無料としている。） | |
| 83 | 臨時運行許可証 | | <p>【本庁、支所】</p> <p>4輪車、2・3輪車、特殊自動車、軽自動車 1台750円</p> <p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時運行許可証交付申請書 ・自動車臨時運行許可申請書 ・自動車損害賠償責任保険（共済）証明書（原本） ・自動車を確認するための書面（自動車検査証等写しでも可） ・印鑑 <p>法人申請の場合は、申請書に法人登記のある所在地名称、社印、役職名及び代表者名を記名押印</p> | なし | <p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| 84 | 住居表示・町名地番表示変更証明 | | 新旧対照表により証明（無料） | 新旧対照表により証明（無料） | ○前橋市の制度により調整する | |
| 85 | 国保・介護保険関係 | | <p>国民健康保険被保険者証の作成・交付と転入者に介護保険被保険者証の作成・交付</p> <p>外国人登録者、退職者医療、遠隔地被保険者証、マル学、住登外世帯等の手書きによる作成・発行を含む。 （H19年10月交付より国民健康保険証はカード化対応。またH22年1月に新システム（株）GCC）へ移行予定）</p> | 各所管部署で対応 | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----------------|-----|---|--|--------------------------------------|----|
| 86 | 本庁外の証明交付 | | ・大胡・宮城・粕川支所 ・城南支所、10出張所、4証明交付コーナーの15か所に設置している模写電送装置により、証明発行 ・証明サービスコーナー(にぎわい観光課事務室内)で本庁(市民課)が発行している一部の証明書を発行 | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| 87 | 墓地埋葬禁止区域 | | 大胡町、宮城村、粕川村との合併前の前橋市全域 | なし ・富士見村全域が、墓地埋葬区域 | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| 88 | 昼休みの対応 | | 交替勤務で対応 | 交替勤務で対応 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 89 | 土、日、祝日の対応 | | 繁忙期の日曜日のみ開庁し、当番職員が対応 (H19年3月～4月の開庁実績) ○本庁(市民課) 3/18, 25, 4/1 ※例年3月第3, 4、4月第1, 2に実施。H19年4月第2は、県議会議員選挙のため実施していない ○大胡支所(市民サービス課) 3/25, 4/1 ○城南支所 3/25 | 毎週月曜日の午後5時30分～7時30分まで (休日は実施しない) 戸籍、住民票、印鑑登録及び登録証明書等の諸証明発行 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 90 | 自治会・投票区・小中学校コード | | 本庁(市民課)で住所を基準にコード表対応処理している。 (処理方法はH22年1月新システム((株)GCC)へ移行後変更予定) | 行政区は住民課で入力 学校区は教育委員会で管理(小4校、中1校) 投票区は総務課で管理(10か所) | ○前橋市の制度により調整する | |
| 91 | 住基ネットICカード独自利用 | | 証明書(住民票、印鑑、記載事項証明)自動交付システム(H15年8月25日開始) (H21年1月予定の住基ネット機器更改にあわせ、システム改造予定) | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| 92 | 証明書自動交付機対応 | | H15年8月25日開始 稼働時間：毎日午前8時30分～午後8時、住民票、印鑑、記載事項証明書発行 (H21年1月予定の住基ネット機器更改にあわせ、システム改造予定) | なし | ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |
| 93 | 住民基本台帳関係の統計 | | 毎月末日現在の人口データについて、県へ報告。 ※合併前の人口データは、大胡・宮城・粕川支所で管理。 | 毎月末日現在の人口データについて、県へ報告 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 94 | DV支援関係 | | 本庁のみ受付。 支援措置 支援管理 | 役場で受付。 支援措置 支援管理 | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|------------------------------|--|--|-------|----------|---------|------|-----|-----|---|----|---------|---------|-----|-----|---------|-----|--|----|----------|---------|------|-----|-----|---|----|---------|--------|-----|-----|---|----|--|----|----------|---------|-------|-----|-----|---|----|---------|---------|-----|-----|---|----|--|--|----|----------|---------|------|-----|-----|-------|-----|---------|---------|-----|-----|---------|-----|--|----|----------|---------|------|-----|-----|---|----|---------|--------|-----|-----|--------|-----|--|----|----------|---------|-------|-----|-----|---|----|---------|--------|-----|-----|--------|-----|------|--|
| | | 保険給付 | (H20年度) ○一般 就学前児80% 70歳未満70% 70歳以上80%(うち一定以上70%) ○退職本人 70歳未満70% 70歳以上80%(うち一定以上70%) ○退職家族 就学前児80% 70歳未満70% 70歳以上80%(うち一定以上70%) (件数はH18年度) 出産育児一時金 1件 350,000円 513件 葬祭費 1件 50,000円 1,895件 | (H20年度) ○一般 就学前児80% 70歳未満70% 70歳以上80%(うち一定以上70%) ○退職本人 70歳未満70% 70歳以上80%(うち一定以上70%) ○退職家族 就学前児80% 70歳未満70% 70歳以上80%(うち一定以上70%) (件数はH18年度) 出産育児一時金 1件 350,000円 45件 葬祭費 1件 50,000円 121件 | 概要説明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 国民健康保険税率等 | (H20年度) 【基礎賦課分】 ○課税限度額 470,000円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率</th> <th>賦課割合(一般)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応能割 所得割</td> <td>6.1%</td> <td>53%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>—</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>応益割 均等割</td> <td>19,200円</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>21,600円</td> <td>18%</td> </tr> </tbody> </table> 【後期高齢者支援金分】 ○課税限度額 120,000円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率</th> <th>賦課割合(一般)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応能割 所得割</td> <td>2.0%</td> <td>61%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>—</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>応益割 均等割</td> <td>7,200円</td> <td>39%</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>—</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> 【介護給付金分】 ○課税限度額 90,000円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率</th> <th>賦課割合(一般)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応能割 所得割</td> <td>1.86%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>—</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>応益割 均等割</td> <td>12,960円</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>—</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> | | 税率 | 賦課割合(一般) | 応能割 所得割 | 6.1% | 53% | 資産割 | — | 0% | 応益割 均等割 | 19,200円 | 29% | 平等割 | 21,600円 | 18% | | 税率 | 賦課割合(一般) | 応能割 所得割 | 2.0% | 61% | 資産割 | — | 0% | 応益割 均等割 | 7,200円 | 39% | 平等割 | — | 0% | | 税率 | 賦課割合(一般) | 応能割 所得割 | 1.86% | 50% | 資産割 | — | 0% | 応益割 均等割 | 12,960円 | 50% | 平等割 | — | 0% | (H20年度) 【基礎賦課分】 ○課税限度額 470,000円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率</th> <th>賦課割合(一般)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応能割 所得割</td> <td>4.6%</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>36.0%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>応益割 均等割</td> <td>19,400円</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>17,500円</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table> 【後期高齢者支援金分】 ○課税限度額 120,000円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率</th> <th>賦課割合(一般)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応能割 所得割</td> <td>1.2%</td> <td>53%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>—</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>応益割 均等割</td> <td>5,200円</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>4,500円</td> <td>14%</td> </tr> </tbody> </table> 【介護給付金分】 ○課税限度額 90,000円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率</th> <th>賦課割合(一般)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応能割 所得割</td> <td>1.32%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>—</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>応益割 均等割</td> <td>9,800円</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>4,500円</td> <td>13%</td> </tr> </tbody> </table> | | 税率 | 賦課割合(一般) | 応能割 所得割 | 4.6% | 45% | 資産割 | 36.0% | 15% | 応益割 均等割 | 19,400円 | 28% | 平等割 | 17,500円 | 12% | | 税率 | 賦課割合(一般) | 応能割 所得割 | 1.2% | 53% | 資産割 | — | 0% | 応益割 均等割 | 5,200円 | 33% | 平等割 | 4,500円 | 14% | | 税率 | 賦課割合(一般) | 応能割 所得割 | 1.32% | 50% | 資産割 | — | 0% | 応益割 均等割 | 9,800円 | 38% | 平等割 | 4,500円 | 13% | 概要説明 | |
| | 税率 | 賦課割合(一般) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応能割 所得割 | 6.1% | 53% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産割 | — | 0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応益割 均等割 | 19,200円 | 29% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平等割 | 21,600円 | 18% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 税率 | 賦課割合(一般) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応能割 所得割 | 2.0% | 61% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産割 | — | 0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応益割 均等割 | 7,200円 | 39% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平等割 | — | 0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 税率 | 賦課割合(一般) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応能割 所得割 | 1.86% | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産割 | — | 0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応益割 均等割 | 12,960円 | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平等割 | — | 0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 税率 | 賦課割合(一般) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応能割 所得割 | 4.6% | 45% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産割 | 36.0% | 15% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応益割 均等割 | 19,400円 | 28% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平等割 | 17,500円 | 12% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 税率 | 賦課割合(一般) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応能割 所得割 | 1.2% | 53% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産割 | — | 0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応益割 均等割 | 5,200円 | 33% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平等割 | 4,500円 | 14% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 税率 | 賦課割合(一般) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応能割 所得割 | 1.32% | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産割 | — | 0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応益割 均等割 | 9,800円 | 38% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平等割 | 4,500円 | 13% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H19年度平均 【被保険者等の状況】 | H19年度平均 【被保険者等の状況】 | 概要説明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|----------|-------|---|--|----------|-------------------|-------|-----------------|-------|------------------|-----|------------------|-----|----------------|-----|-----------|---|--|---------|----------|------------------|-------|---------------|-----|----------------|-------|----------------|-----|----------------|-------|-----------|---|
| 95 | 国保健康保険概要 | 被保険者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・世帯数 65,035世帯 ・被保険者数 123,449人 ・退職被保険者数(構成比) 20,758人(16.82%) ・老人保健該当者(構成比) 28,347人(22.96%) ・その他の被保険者(構成比)74,344人(60.22%) ・加入割合 世帯 52.2% 被保険者 38.5% ・1世帯当たり平均被保険者数 1.9人 <p>【外国人の国保適用状況】(H20.4.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録者 4,642人 ・国保加入者 1,505人 ・加入率 37.47% | <ul style="list-style-type: none"> ・世帯数 4,184世帯(前橋市の6.4%) ・被保険者数 9,171人 (前橋市の7.4%) ・退職被保険者数(構成比) 1,276人(13.91%) ・老人保健該当者(構成比) 1,656人(18.06%) ・その他の被保険者(構成比) 6,239人(68.03%) ・加入割合 世帯 56.85% 被保険者 39.9% ・1世帯当たり平均被保険者数 2.2人 <p>【外国人の国保適用状況】(H20.4.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録者 127人 ・国保加入者 45人 ・加入率 35.43% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 国保財政 | <p>【20年度国保特別会計予算の規模】(当初)</p> <p>○歳入歳出予算総額 31,106,875千円</p> <p>【18年度療養諸費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人当たり費用額(一般) 201,703円 ・上記受診率 1,009.304% ・退職1人当たり費用額 361,818円 ・上記受診率 1,823.316% ・合計1人当たり費用額 234,664円 ・上記受診率 1,176.875% <p>【基金保有額】(H20.3.31現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金保有額 704,095千円 ・1人当たり保有額 5,730円 <p>【一般会計繰入金】(H18年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>繰入額(千円)</th> <th>1人当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・保険基盤安定制度 898,718</td> <td>7,202</td> </tr> <tr> <td>・職員給与費等 478,305</td> <td>3,833</td> </tr> <tr> <td>・出産育児一時金 115,820</td> <td>928</td> </tr> <tr> <td>・財政安定化支援 119,524</td> <td>958</td> </tr> <tr> <td>・福祉ペナ補填 76,848</td> <td>616</td> </tr> <tr> <td>・総務費超過分 -</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> | 繰入額(千円) | 1人当たり(円) | ・保険基盤安定制度 898,718 | 7,202 | ・職員給与費等 478,305 | 3,833 | ・出産育児一時金 115,820 | 928 | ・財政安定化支援 119,524 | 958 | ・福祉ペナ補填 76,848 | 616 | ・総務費超過分 - | - | <p>【20年度国保特別会計予算の規模】(当初)</p> <p>○歳入歳出予算総額 2,166,828千円</p> <p>【18年度療養諸費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人当たり費用額(一般) 185,861円 ・上記受診率 928.15% ・退職1人当たり費用額 280,396円 ・上記受診率 1,335.366% ・合計1人当たり費用額 212,280円 ・上記受診率 1,742.20% <p>【基金保有額】(H20.3.31現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金保有額 49,238千円 ・1人当たり保有額 5,413円 <p>【一般会計繰入金】(H18年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>繰入額(千円)</th> <th>1人当たり(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・保険基盤安定制度 57,416</td> <td>6,213</td> </tr> <tr> <td>・職員給与費等 7,604</td> <td>823</td> </tr> <tr> <td>・出産育児一時金 9,633</td> <td>1,042</td> </tr> <tr> <td>・財政安定化支援 8,954</td> <td>969</td> </tr> <tr> <td>・福祉ペナ補填 35,321</td> <td>3,822</td> </tr> <tr> <td>・総務費超過分 -</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> | 繰入額(千円) | 1人当たり(円) | ・保険基盤安定制度 57,416 | 6,213 | ・職員給与費等 7,604 | 823 | ・出産育児一時金 9,633 | 1,042 | ・財政安定化支援 8,954 | 969 | ・福祉ペナ補填 35,321 | 3,822 | ・総務費超過分 - | - |
| 繰入額(千円) | 1人当たり(円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・保険基盤安定制度 898,718 | 7,202 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・職員給与費等 478,305 | 3,833 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・出産育児一時金 115,820 | 928 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・財政安定化支援 119,524 | 958 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・福祉ペナ補填 76,848 | 616 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・総務費超過分 - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰入額(千円) | 1人当たり(円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・保険基盤安定制度 57,416 | 6,213 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・職員給与費等 7,604 | 823 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・出産育児一時金 9,633 | 1,042 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・財政安定化支援 8,954 | 969 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・福祉ペナ補填 35,321 | 3,822 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・総務費超過分 - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-------------|------|---|--|--|----|
| | | | ・医療費充当分 — — ・合計 1,689,214 13,536 【拠出金等】 ○老人保健拠出金 (H20年度概算拠出金、前々年度精算を含む) ・医療費拠出金 912,533千円 ・事務費拠出金 7,071千円 ○介護納付金(H20年度、支払基金通知) ・納付金額 1,536,620千円 ・介護2号被保険者(19年度末)34,978人 ○高額医療費共同事業(H19年度) ・拠出金 572,803千円 ・受入額 553,882千円 ○保険財政共同安定化事業(H19年度) ・拠出金 2,767,804千円 ・受入額 2,822,560千円 | ・医療費充当分 — — ・合計 118,928 12,869 【拠出金等】 ○老人保健拠出金 (H20年度概算拠出金、前々年度精算を含む) ・医療費拠出金 42,352千円 ・事務費拠出金 354千円 ○介護納付金(H20年度、支払基金通知) ・納付金額 135,204千円 ・介護2号被保険者(19年度末) 2,900人 ○高額医療費共同事業(H19年度) ・拠出金 43,904千円 ・受入額 41,055千円 ○保険財政共同安定化事業(H19年度) ・拠出金 213,911千円 ・受入額 193,710千円 | | |
| 96 | 国民健康保険運営協議会 | | ○委員構成(20人) ・被保険者を代表する委員 6人 ・国民健康保険医・薬剤師を代表する委員6人 ・公益を代表する委員(市議なし) 6人 ・被用者保険を代表する委員 2人 ○委員報酬 ・会長(日額) 9,600円 ・委員(日額) 8,700円 ○任期 2年(現委員はH21.5.31まで) | ○委員構成(12人) ・被保険者を代表する委員 4人 ・国民健康保険医・薬剤師を代表する委員4人 ・公益を代表する委員(村議あり) 4人 ○委員報酬 ・会長(日額) 7,800円 ・委員(日額) 7,800円 ○任期 2年(現委員はH21.4.30まで) | ○前橋市の制度により調整する ただし、委員構成については、今後検討する | |
| | | 適用 | 市町村に住所を有する者で、公的な医療保障が受けられる者、他管掌医療保険の被保険者などを除き、国民健康保険の被保険者とする。 | 市町村に住所を有する者で、公的な医療保障が受けられる者、他管掌医療保険の被保険者などを除き、国民健康保険の被保険者とする。 | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 特例適用 | 市町村外に住所を有する者のうち、以下の者については特例として国保を適用する。 ・修学中のために市町村外に住所を移し、経済的に独立していない者 ・社会福祉施設等に入所措置されたことにより市町村外に住所を有することになった者 ・介護保険施設に入所することにより市町村外に住所を有することになった者 ・長期入院のために市町村外に住所を移した者 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|------|--------|--|---|----------------|----|
| 97 | 被保険者 | 外国人の適用 | <p>次のいずれかに該当する、市町村内に住所を有する外国人について国保を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録を行って入管法による入国当初の在留期間は1年以上の者 <p>※加入日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国による加入→外国人登録を行った日 ・在留期間が1年以上になる在留期間更新→在留期間更新許可日 ・転入（転入後の在留期間1年以上）→転入日 <p>☆ 外国人登録を行っており、入管法による入国当初の在留期間は1年未満だが、入国の目的、入国後の生活実態、滞在予定を明らかにする参考資料（在学証明書、雇用証明書など）により入国当初から1年以上の滞在予定が認められる者</p> <p>※加入日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国による加入→外国人登録を行った日 ・転入→転入日 <p>☆ 1年以上滞在する外国人登録者の扶養家族で、在留期間を証明する参考資料はないが、在留期間中に扶養義務者と生活を共にすることが明らかであり1年以上の滞在予定が認められる者。</p> <p>※加入日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国による加入→外国人登録を行った日 ・転入→転入日 <p>☆ 日本人と結婚した外国人は、入国当初の在留期間が1年未満であっても婚姻届出等で1年以上の滞在予定が認められる者。</p> <p>※加入日＝婚姻日</p> <p>☆ 日本で外国人として出生した者で扶養義務者が国保に加入している者（在留資格取得前は有効期限が3か月の被保険者証交付）</p> <p>※加入日＝外国人登録を行った日</p> | 前橋市と同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 交付 | <p>世帯主に対し、その世帯に属する国保被保険者に係わる被保険者証を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 国保法施行規則 様式第一の二 <p>※H19.10月より保険証をカード化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記号 「ま」 番号 「3桁の数字+4桁の数字」 ・付番 受付順に連番で付番 | <p>世帯主に対し、その世帯に属する国保被保険者に係わる被保険者証を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 国保法施行規則 様式第一の二 <p>※H19.10月より保険証をカード化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記号 「ふ+2桁の数字」 番号 「5桁の数字」 ・付番 行政区+世帯番号で付番 | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|----------------------------|--|---|----------------------|--|----|
| 98 | 被保険者証 | 更新 | 被保険者資格の再確認のため、一年ごとに被保険者証を更新する。 ・更新期日 10月1日 ・交付方法 9月中旬に各世帯に郵送 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 再交付 | 紛失、破損、盗難等の理由により、被保険者から再交付申請があれば被保険者証の再交付をする。 ・本人確認が出来ないとき→住所に郵送 ・免許証等の写真入りの身分証明書で本人確認が出来たとき→窓口で即日交付 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 保険証未回収者の対応 | 窓口届出時に注意書き文書を渡して持参または郵送で送ってもらうよう指導している。 | 更新時の旧保険証は特に回収はしていない。 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 99 | 他管掌資格喪失の確認 | 社会保険離脱証明書による。各保険者への電話確認は原則としてしていない。 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | | |
| 100 | 任意継続期間満了者の資格取得受付開始時期(事前受付) | 任期满了日の2週間前から受付可能。3月と4月の繁忙期に限っては1か月前から受付可能。 | 要望により、任期满了日の概ね1週間前から受付可能 | ○前橋市の制度により調整する | | |
| | | 療養の給付 | 県国保連合会の請求により納付書払いにて支払う。 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ ・事務処理方法については、前橋市の制度に統一する。 | |
| | | 特定疾病療養受療証の交付 | 厚生労働大臣の定める特定疾病にかかっている医師の意見書を添えた申請があった場合、特定疾病療養受療証の交付を行う。 ・受療証は手書き。 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | | 県国保連合会の請求により納付書払いにて支払う。 ☆標準負担額の減額認定 次に該当する場合、被保険者の申請に基づき減額認定証を交付する。また、申請を行った月以前12ヶ月以内の入院日数が90日を超える者は標準負担額がさらに減額される(長期該当認定)。 ・当該被保険者の属する世帯の国保被保険者全員について市町村民税が非課税あるいは免除されている者 ・当該減額がなされた場合、生活保護上の保護を要しなくなる者 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 | |
|-----------|-----|-------------|--|--|----------------|----|--|
| | | 入院時食事療養費の支給 | <p>☆減額認定申請の勸奨通知 毎年7月下旬に、それ以前の12ヶ月以内に減額認定を受けた者に対して、新年度の減額認定申請の勸奨のための通知をしている。</p> <p>☆差額支給 被保険者の申請に基づき、次のいずれかに該当する場合は、実際に支払った標準負担額と減額された場合の標準負担額の差額を当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減額認定された同月の入院で、申請日においてすでに減額前の食事療養費の支払いがされていたとき ・途中で減額認定された者が申請日から長期認定日までの間に入院し、食事療養費の支払いがあったとき ・その他、やむを得ない理由によると認められるとき <p>※レセプト支払が完了次第、支給する</p> <p>※口座振替</p> | | | | |
| | | | <p>療養の給付等を行うことが困難であると認めるときまたは保険者がやむを得ないと認めたときは、被保険者の申請に基づき、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、療養の給付に代えて療養費を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ管理→独自電算システムによりレセプトと同様にオンラインでデータを管理している ・医科、歯科、調剤 審査→県国保連合会へ依頼 月末締め 口座振替 ・施設（受領委任払い） 審査→県国保連合会へ依頼 月末締め 口座振替 ・柔整（受領委任払い） <p>① 社団法人日本柔道整復師会の会員から請求された柔整分については、療養の給付と同様に、県国保連合会の請求により納付書払いにて支払う。</p> <p>② それ以外の柔整分については、療養の給付等を行うことが困難であると認められるため、療養費の受領委任払いとして取り扱う。 審査→県国保援護課へ依頼 月末締め 口座振替</p> | <p>前橋市に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ管理→集計データ表（表計算ソフトで作成） <p>前橋市に同じ</p> | ○前橋市の制度により調整する | | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----------------|------------|---|--------|---------------|----|
| 101 | 法定給付絶対的 必要給付 | 療養費の支給 | <ul style="list-style-type: none"> ・補装具等 審査→保険者にて行う 審査内容 <ul style="list-style-type: none"> ・原因となった病名の確認 ・特定期間内に同一装具の作成があったか ・基準価格の確認 月末締め 口座振替 ・はりきゅう 審査→保険者にて行う 審査内容 <ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内の医師の同意の有無 ・施術の元になった病名の確認 ・初診から1か月は施術15日まで、それ以降は1か月の間に施術10日までが対象 ・同一部位に対して6か月までが対象 ・片道2km超の場合の往療料の確認 月末締め 口座振替 ・あんまマッサージ 審査→保険者にて行う 審査内容 <ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内の医師の同意の有無 ・施術の元になった病名の確認 ・片道2km超の場合の往療料の確認 月末締め 口座振替 | | | |
| | | 訪問看護療養費の支給 | 県国保連合会の請求により納付書払いにて支払う | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 特別療養費の支給 | 資格証明書の交付を受けている被保険者が療養を受けたとき、療養に要する費用について被保険者の申請に基づき当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して支給する。 ・随時処理 ・現金払い | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | | 被保険者が療養を受けるために病院又は診療所に移送されたとき、次の三つの要件を満たしていると認めたととき、被保険者の申請に基づき当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して支給する。 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|---------|----------|--|--|----------------|----|
| | | 移送費の支給 | <ul style="list-style-type: none"> ・移送により法に基づく適切な診療を受けたこと ・移送の原因である疾病又は負傷により異動が著しく困難であったこと。 ・緊急その他やむを得なかったこと。 ・随時処理 ・口座振替 | | | |
| | | 高額療養費の支給 | <p>同一の被保険者が同じ月内、同一の医療機関に対して支払った療養に係わる自己負担金が特定の金額を超えたとき、被保険者の申請に基づき当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の把握 <p>独自電算システムにより、レセプトデータから該当者を抽出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の発送 <p>抽出した該当者に対し、独自電算打ち出しの高額療養費支給申請書兼申請勧奨通知を送付している。</p> <p>※申請書発送以前の申請の受付はしていない。</p> <p>※申請書に記載の締切日締め</p> <p>※口座振替</p> <p>☆受領委任払い（平成14年4月より実施）</p> <p>医療機関の療養に関する費用の請求を受けている被保険者が医療機関の同意の上で請求することで、医療機関に直接、高額療養費支給額を支払う。</p> <p>※対象は国保税完納者のみ（納付約束により完納が見込まれれば利用可能）。</p> | <p>対象者の把握及び申請書の発送は、共同電算システムにより行う。</p> <p>☆受領委任払い（平成16年1月より実施）</p> | ○前橋市の制度により調整する | |
| 102 | 相対的必要給付 | 出産育児一時金等 | <p>出産の日に被保険者資格を有する被保険者の妊娠4か月以上の出産の事実により、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週締め ・口座振替 <p>☆受領委任払い（平成14年4月より実施）</p> <p>妊娠4か月以上の支給対象者が出産前に医療機関の同意を得て申し出ること、35万円の支給額の範囲内で分娩費用を医療機関に支払う。差額は対象者に支給。</p> <p>※対象は国保税完納者のみ（納付約束により完納が見込まれれば利用可能）。</p> | <p>前橋市に同じ</p> <p>☆受領委任払い（平成16年1月より実施）</p> <p>前橋市に同じ</p> | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 葬祭費 | <p>死亡の日に被保険者資格を有していた被保険者の葬祭を行う者に対して支給する。（5万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週締め ・口座振替 | <p>死亡の日に被保険者資格を有していた被保険者の葬祭を行う者に対して支給する。（5万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週締め ・口座振替 | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|----------------------|----------|--|---|----------------|----|
| 103 | 一部負担金の免除 | | 特別の理由がある被保険者で、保険医療機関に一部負担金を支払うことが困難であると認められるとき、一部負担金の免除を行っている。 | 前橋市に同じ | ○前橋市の制度により調整する | |
| 104 | レセプト等の管理 (国民健康保険) | レセプトの管理 | 請求月毎に「一般、退職、老人別→診療科別→医療機関番号順→レセプト番号順」で管理している。 保存年限 5年 | 請求月毎に「一般、退職、老人別→記号番号順」で管理している。 保存年限 5年 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | データの管理 | 保険者独自の電算システムにて管理。 ただし、データパンチのみ県国保連合会に処理してもらいデータをテープでもらっている。 | 共同電算打ち出し帳票及び電子帳票で保存管理 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 105 | レセプト点検 (国民健康保険) | 資格照合 | ・対象→当月請求のレセプト全て ・点検→職員 13人 ・独自電算システムで作成した資格・項目エラーリストにより照合確認し、過誤返戻及び戻入金、返納金の請求を行う。 | ・対象→当月請求のレセプト全て ・点検→職員 1人(臨時職員) ・共同電算処理により資格確認をし、過誤返戻及び戻入金、返納金の請求を行う。 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 内容点検 | ・対象→・病院のレセプト ・病院の調剤付箋付きの2,000点以上の調剤レセプト ・その他、随時抽出したレセプト ・点検→点検嘱託員 7人 臨時職員(並替替え) 4人 ・3ヶ月毎に縦覧点検を行い、国民健康保険診療報酬審査委員会に再審査を依頼する。その結果により過誤返戻及び減額を行う。 | ・対象→・病院のレセプト ・全レセプト ・点検→点検嘱託員 1人 臨時職員 1人 ・6ヶ月毎に縦覧点検を行い、国民健康保険診療報酬審査委員会に再審査を依頼する。その結果により過誤返戻及び減額を行う。 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 第三者行為求償等 | ・対象→当月請求のレセプトすべて ・点検→職員 1人 ・独自電算システムで作成した第三者行為・公害認定エラーリストにより内容を確認し、第三者行為届の未提出者への連絡、返納金の請求、求償を行う。 ・求償事務→県国保連合会に委託 | ・対象→当月請求のレセプトすべて ・点検→嘱託職員 1人 ・共同電算処理及び点検時に該当レセプトを抜き出して資格確認をし、連絡、返納金の請求、求償を行う。 ・求償事務→県国保連合会に委託 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 賦課期日 | 4月1日 賦課は年1回の本算定 | 4月1日 賦課は年1回の本算定 | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 納期 | 年8回(7,8,9,10,11,12,1,2月) | 年9回(7,8,9,10,11,12,1,2,3月) | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 算定基礎 | 所得割… ただし書き方式:課税総所得金額(基礎控除) 資産割… | 所得割… ただし書き方式:課税総所得金額(基礎控除) 資産割… | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----|------|--|---|--|----|
| | | | 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額 | 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額 | | |
| | | 賦課方法 | <p>地方税法上、標準基礎課税総額に対する標準割合は、応能・応益について、50:50とされていることから、毎年課税基礎対象額の動向を見ながら、この標準割合に近づけられるよう徐々に課税方法をも直している。</p> <p>・基礎賦課分</p> <p>所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式</p> <p>1) 20年度税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得割 6.1 /100 ・資産割 H20～資産割を廃止 ・均等割 19,200 円 ・平等割 21,600 円 <p>2) 19年度当初調定額 (旧前橋市)</p> <p>1人当たり 79,250円、1世帯当たり 147,952円</p> <p>・後期高齢者支援金分</p> <p>所得割、被保険者均等割の2方式</p> <p>1) 20年度税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得割 2.0 /100 ・均等割 7,200 円 ・平等割 — <p>・介護納付金分</p> <p>所得割、被保険者均等割の2方式</p> <p>1) 20年度税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得割 1.86/100 ・均等割 12,960 円 ・平等割 — <p>2) 19年度当初調定額</p> <p>1人当たり 25,496円</p> | <p>地方税法上、標準基礎課税総額に対する標準割合は、応能・応益について、50:50とされていることから、毎年課税基礎対象額の動向を見ながら、この標準割合に近づけられるよう徐々に課税方法をも直している。</p> <p>・基礎賦課分</p> <p>所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4方式</p> <p>1) 20年度税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得割 4.6 /100 ・資産割 36.00/100 ・均等割 19,400 円 ・平等割 17,500 円 <p>2) 19年度当初調定額</p> <p>1人当たり 73,582円、1世帯当たり 159,970円</p> <p>・後期高齢者支援金分</p> <p>所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式</p> <p>1) 20年度税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得割 1.2 /100 ・均等割 5,200 円 ・平等割 4,500 円 <p>・介護納付金分</p> <p>所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式</p> <p>1) 20年度税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得割 1.32/100 ・均等割 9,800 円 ・平等割 4,500 円 <p>2) 19年度当初調定額</p> <p>1人当たり 22,418円</p> | <p>○国民健康保険税の税率については、合併年度はそれぞれの市村の例により、平成22年度に統一するものとする</p> | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----|------|---|--|--|----|
| 106 | 国保税 | 税軽減 | <p>国保税納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合、均等割額及び平等割額について減額する。 軽減割合は、応益割合が45%以上55%以下の場合、7割・5割・2割減額、35%以上45%未満の場合、6割・4割減額、35%未満の場合、5割・4割減額対象となっている。</p> <p>軽減割合(H20)</p> <p>基礎賦課分 7割・5割・2割 後期高齢者支援金分 7割・5割・2割 介護納付金分 7割・5割・2割</p> <p>(19年度保険基盤安定負担金申請時一般分)</p> <p>・医療給付費分軽減額 712,268千円 6割軽減 18,359世帯(28.2%)、26,393人(21.3%) 4割軽減 2,479世帯(3.8%)、 6,862人(5.5%) ・介護納付金分軽減額 62,858千円 6割軽減 5,239世帯(19.3%)、5,874人(16.3%) 4割軽減 1,251世帯(4.6%)、1,716人(4.8%)</p> | <p>国保税納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合、均等割額及び平等割額について減額する。 軽減割合は、応益割合が45%以上55%以下の場合、7割・5割・2割減額、35%以上45%未満の場合、6割・4割減額、35%未満の場合、5割・4割減額対象となっている。</p> <p>軽減割合(H20)</p> <p>基礎賦課分 6割・4割 後期高齢者支援金分 6割・4割 介護納付金分 6割・4割</p> <p>(19年度保険基盤安定負担金申請時一般分)</p> <p>・医療給付費分軽減額 45,446千円 6割軽減 1,024世帯(24.4%)、1,695人(18.3%) 4割軽減 186世帯(4.4%)、 536人(5.8%) ・介護納付金分軽減額 4,436千円 6割軽減 372世帯(17.3%)、435人(14.5%) 4割軽減 116世帯(5.4%)、163人(5.4%)</p> | <p>○前橋市の制度により調整する ・軽減割合を前橋市と同様に拡大する。</p> | |
| | | 税減免 | <p>国保税条例により、市長が認める者について、減免に関する規則に6事由を規定し、実施している</p> <p>・減免6事由</p> <p>①震災、風水害、火災、盗難等 損害額に応じ、10割以内～5割以内の減免</p> <p>②死亡、疾病、負傷等</p> <p>③失業、休業、廃業等</p> <p>④農作物の不作、不漁等 所得減の状況に応じ、7割以内～3割以内の減免</p> <p>⑤生活保護受給者 全額又は一部の減免</p> <p>⑥療養給付等の制限を受けている場合 制限期間に係る全額の減免</p> | <p>国保税条例により、村長が認める者について、減免に関する規則に3事由を規定し、実施している</p> <p>・減免3事由</p> <p>①貧困 ②天災 ③その他村長が必要と認めたもの</p> | <p>○前橋市の制度により調整する</p> | |
| | | 徴収猶予 | 制度はあるが、実績はない。 | 制度はあるが、実績はない。 | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----|---------|--|---|----------------|----|
| | | 納付種別割合 | <p>納期前納付</p> <p>納付組織 ー</p> <p>口座振替 56.6%</p> <p>自主納付 26.8%</p> <p>その他</p> <p>納期後納付 16.6%</p> <p>(平成18年度 収納額)</p> | <p>納期前納付</p> <p>納付組織 ー</p> <p>口座振替 66.4%</p> <p>自主納付 27.0%</p> <p>その他</p> <p>納期後納付 6.6%</p> <p>(平成18年度 収納額)</p> | ○概要説明 | |
| | | 収納嘱託員制度 | <p>収納率向上、徴収事務の効果的運営のため、収納嘱託員制度を設けている。</p> <p>19年度現在 10人任用</p> <p>非常勤嘱託員で、報酬額は勤務日数に応じた基本報酬、収納件数、収納金額、口座振替促進等の件数に応じた能率報酬で支払額を決めている。</p> <p>○業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税ほか市税の収納に関すること ・介護保険料の収納に関すること ・その他国保及び介護保険業務に関し必要なこと | <p>なし</p> <p>(H18年度まで任用していたが、H19年度より収納担当職員の増員により任用なしとなっている。)</p> | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 税率改正の時期 | <p>6月議会にて税率改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の税率改正 20年度 <p>(19年度まで不均一課税)</p> | <p>3月議会にて税率改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の税率改正 20年度 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 納税相談 | <p>国保税を長期間滞納している世帯等を対象に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期の納税相談としては、18年度は、10月の証更新のため7月に実施し、その結果を踏まえ、証判定実態調査を行った。 <p>18年度実績</p> <p>対象者数 6,316人 相談者数 820人</p> <p>納付税額 18,415,286円 (相談者納付額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、必要に応じて随時納税相談を実施 | <p>国保税を滞納している世帯に納税相談を実施。</p> <p>定期的な納税相談としては、10月の保険証の更新に併せて8月に国保税の滞納繰越分がある世帯に対して相談+弁明通知を送付し、2日間相談期間を設けて実施。</p> <p>また、9月末まで納税相談については随時実施。</p> <p>18年度実績</p> <p>対象者数 394人 相談者数 45人</p> <p>納付税額 1,461,320円 (相談者納付額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、必要に応じて随時納税相談を実施 | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|------------------|----------|---|---|---|--------------------------------|
| 107 | 滞納者対策 (国保年金課) | 資格証明書の発行 | 滞納者が納税相談にも応じず、担税力がありながら特別な事情もなく、長期にわたり国保税を滞納している場合、他の納税者との負担の均衡を失しないよう、被保険者証の返還を求め、資格証明書を発行する。 19年度資格証明書発行件数 3,896件 19年度短期証発行件数 3,066件 (H19.10.1現在) | 平成19年10月1日現在 保険証及び資格証については、 資格証明書発行60件(前橋市の1.5%) 1ヶ月短期証 129件 2ヶ月短期証 8件 3ヶ月短期証 41件 6ヶ月短期証 55件 計293件が短期証交付件数である。(前橋市の8.5%) | ○前橋市の制度により調整する ・合併期日後に運用の相違がないよう予め調整しておくこと。 ・H20年度更新時にできる限り前橋市の運用に合わせていくように努める。 | |
| | | 税充当 | 滞納者から高額療養費、出産育児一時金の申請があった場合、申請受付前に納付相談を行い、承諾を得られたならば、給付額の全部又は一部を国保税に充当している。 平成18年度実績 ・高額療養費税充当 292件 12,518,831円 ・出産育児一時金税充当 42件 6,767,890円 ・その他 182件 812,957円 | 滞納者から高額療養費、出産育児一時金等の申請があった場合、申請受付前に納付相談を行い、承諾を得られたならば、給付額の全部又は一部で国保税を納付してもらっている。 平成18年度実績 ・高額療養費税充当 20件 1,292,492円 ・出産育児一時金税充当 3件 160,800円 ・その他 9件 268,746円 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 不納欠損 | 主に以下のような理由で、今後の税の納付が見込めないものについて執行停止している。 ・財産なし ・生活困窮 ・所在及び財産不明 | 主に以下のような理由で、今後の税の納付が見込めないものについて執行停止している。 ・財産なし ・生活困窮 ・所在及び財産不明 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 滞納処分 | 国保税収納担当課において市町村税の滞納処分を行う際に、国保税についても行っている。 | 税務課において村税の滞納処分を行う際に、国保税についても行っている。 | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 特別滞納整理 | 出納閉鎖時期及び年末に、財務部及び国保年金課において実施している。 実施時期 5月、12月 | 出納閉鎖時期及び年末に、総務グループ・住民課とともに実施している。 実施時期 5月、11月、12月、3月 (5月・11月は、全庁体制) | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | | | 無受診世帯を対象に、健康であることをたたえとともに健康意識の高揚と医療費の抑制を目的とする。記念品単価(約4,000円)。 ・対象者 健康家庭 : 1年間無受診世帯(2人以上) | 無受診世帯を対象に、健康であることをたたえとともに健康意識の高揚と医療費の抑制を目的とする。 ・対象者 1年表彰 記念品(3,000円相当) | ○前橋市の制度により調整する ・事業の廃止を検討する。 |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------------------------------|---|--|---|---------|------|------|-----|------|---------|---------|----|------|---------|---------|---|----|---------|---------|--|----|-------|------|-----------------|------|-------------------------------|---|--|
| 108 | 保健事業 | 表彰事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・適用除外 精神保健法に基づく入院措置者 結核予防法に基づく命令入院者 老人福祉法に基づく施設入所者 ・表彰実績（19年度） 健康家庭 35世帯 | <ul style="list-style-type: none"> ・表彰実績（19年度） 健康家庭 134世帯 ・件数 1年表彰 134世帯 3年表彰 0世帯 5年表彰 0世帯 7年表彰 0世帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 人間ドック検診費助成事業 | <p>国民健康保険被保険者が病気の早期発見、早期治療に努め、かつ、健康保持増進のため実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：国保被保険者 日帰り（900人）：満30歳～75歳未満 一泊（500人）：満30歳～75歳未満 脳ドック（100人）：満40、45、50、55、60歳 ・検診費用、助成単価等（受診者数：19年度実績） <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>受診者</th> <th>受診費用</th> <th>助成単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日帰り</td> <td>832人</td> <td>32,550円</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>1泊</td> <td>497人</td> <td>66,150円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>脳</td> <td>0人</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>受診機関数は、日帰り47か所、1泊9か所 脳5か所</p> | 種別 | 受診者 | 受診費用 | 助成単価 | 日帰り | 832人 | 32,550円 | 18,000円 | 1泊 | 497人 | 66,150円 | 30,000円 | 脳 | 0人 | 40,000円 | 20,000円 | <p>国民健康保険被保険者が病気の早期発見、早期治療に努め、かつ、健康保持増進のため実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：35歳以上75歳未満の国保被保険者 ・検診費用、助成単価等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>全て日帰り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診単価</td> <td>32,500円～42,000円</td> </tr> <tr> <td>助成単価</td> <td>検診費の2/3以内で助成単価の上限を15,000円とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>受診機関数は、日帰り4か所</p> | 種別 | 全て日帰り | 受診単価 | 32,500円～42,000円 | 助成単価 | 検診費の2/3以内で助成単価の上限を15,000円とする。 | <p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士見村の契約受診機関（前橋市が提携していない受診機関）については住民の利便性を考慮し判断する。 | |
| | | 種別 | 受診者 | 受診費用 | 助成単価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 日帰り | 832人 | 32,550円 | 18,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1泊 | 497人 | 66,150円 | 30,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 脳 | 0人 | 40,000円 | 20,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種別 | 全て日帰り | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受診単価 | 32,500円～42,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 助成単価 | 検診費の2/3以内で助成単価の上限を15,000円とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多受診重複訪問指導 | 平成15年度より市職員保健師により実施 | レセプト点検、連合会資料等により該当者を抽出し、村保健師による訪問指導実施 | ○前橋市の制度により調整する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>国民健康保険被保険者の受診した医療費を知ることにより、一人ひとりが健康管理に努め、健康に対する認識を深め正しい診察を受けてもらうとともに、国保税に対する理解と納税意識を喚起し、国保事業の円滑な運営を図るために実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知内容 <p>診療区分ごとに日数、医療費、医療機関名をはがき（シーリング）に明記</p> | <p>国民健康保険被保険者の受診した医療費を知ることにより、一人ひとりが健康管理に努め、健康に対する認識を深め正しい診察を受けてもらうとともに、国保税に対する理解と納税意識を喚起し、国保事業の円滑な運営を図るために実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知内容 <p>診療区分ごとに日数、医療費、医療機関名をはがき（シーリング）に明記</p> | ○前橋市の制度により調整する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----|-------|--|--|---|----|
| | | 医療費通知 | <ul style="list-style-type: none"> ・通知実績：年6回実施（19年度計 231,061件） 1回（2、3月診療分）：6月発送 2回（4、5月診療分）：8月発送 3回（6、7月診療分）：10月発送 4回（8、9月診療分）：12月発送 5回（10、11月診療分）：2月発送 6回（12、1月診療分）：3月発送 | <ul style="list-style-type: none"> ・通知実績：年6回実施（19年度計 16,700件） 1回（1、2月診療分）：4月発送 2回（3、4月診療分）：6月発送 3回（5、6月診療分）：8月発送 4回（7、8月診療分）：10月発送 5回（9、10月診療分）：12月発送 6回（11、12月診療分）：2月発送 | | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 独自電算で対応している。 ・一般被保険者証更新 国保法施行規則に基づいた被保険者証の更新業務 ・国保レセプト照合 診療報酬明細書の医療期間ごとの総件数、総額の確認及び被保険者の資格チェック 療養費の支給事務 資格チェック後の明細書の返戻に伴う過誤通知の作成 ・国保医療費明細のお知らせ 医療費の適正化を図るため、受診のあった全ての世帯に対して、医療費を通知する。 ・国保給付照会異動オンライン 診療報酬明細書による請求並びに医療費払い、現金給付などの給付状況を照会する。 ・国保給付年次処理 診療報酬明細書の年齢別給付実績の集計 国保連合会の判定に基づく疾病内容の統計 ・国保健康高齢者表彰及び健康家庭表彰 表彰該当者に係る医療給付状況、国保税収納状況、国保資格等の確認 ・国保資格月次処理 国保資格異動者の集計 異動該当者の把握 ・国保資格照会異動オンライン 被保険者の資格異動をオンライン上で行い、メンテナンスする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○（株）GCCへ委託で対応している。 ・一般被保険者証更新 国保法施行規則に基づいた被保険者証の更新業務 ・国保レセプト照合 診療報酬明細書の医療期間ごとの総件数、総額の確認及び被保険者の資格チェック ・療養費の支給事務 資格チェック後の明細書の返戻に伴う過誤通知の作成 ・国保医療費明細のお知らせ 医療費の適正化を図るため、受診のあった全ての世帯に対して、医療費を通知する。 ・国保給付照会異動オンライン 診療報酬明細書による請求並びに医療費払い、現金給付などの給付状況を照会する。 ・国保給付年次処理 診療報酬明細書の年齢別給付実績の集計 国保連合会の判定に基づく疾病内容の統計 ・国保健康高齢者表彰及び健康家庭表彰 なし ・国保資格月次処理 国保資格異動者の集計 異動該当者の把握 ・国保資格照会異動オンライン 被保険者の資格異動をオンライン上で行い、メンテナンスする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市のシステムに統一する。 | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|------------------|-----|--|--|-------|----|
| 109 | 電子計算組織活用業務（国保関係） | | <ul style="list-style-type: none"> ・国保資格年次処理 国保加入者の資格確認の際における諸情報の把握 ・国保税オンライン 国保税額の算出 課税状況の把握 所得割、資産割基礎データの把握 ・国保税課税状況調 国民健康保険税に関する調べ（課税状況調）に係る資料の作成 ・国保税月次処理 各種国保税に関するデータの収集、把握 国保税額の異動に係る帳票の出力 ・国保税口座振替済通知書 口座名義人の指定口座より振替納付した国保税を納税者（口座名義人）に対して通知する。 ・国保税差押・交付要求関連 法的処分等オンライン入力されたデータの集約及び集計されたものの出力 ・国保税執行停止資料 執行停止及び時効に該当するデータの集約及び集計されたものの出力 ・国保税収納消込 国保税未納者への督促状、催告書を作成する。 ・国保税所得照会 転入者の所得を把握するため、前住地の市町村長に対して所得照会を行う。 ・国保税滞納者調査資料 滞納者の現状を把握し、そのデータを出力、管理する。 ・国保税滞納整理 国保税収納嘱託員用の市税明細書・納入連絡票を作成し、これを基に臨戸徴収を行う。 ・国保税調整交付金資料 調整交付金及び保険基盤安定負担金交付申請に伴う資料作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・国保資格年次処理 国保加入者の資格確認の際における諸情報の把握 ・国保税システム（e-SUITEシステム） 国保税額の算出 課税状況の把握 所得割、資産割基礎データの把握 ・国保税課税状況調 国民健康保険税に関する調べ（課税状況調）に係る資料の作成 ・国保税月次処理 各種国保税に関するデータの収集、把握 国保税額の異動に係る帳票の出力 ・国保税口座振替済通知書 口座名義人の指定口座より振替納付した国保税を納税者（口座名義人）に対して通知する。 ・国保税差押・交付要求関連 法的処分等オンライン入力されたデータの集約及び集計されたものの出力 ・国保税執行停止資料 執行停止及び時効に該当するデータの集約及び集計されたものの出力 ・国保税収納消込 国保税未納者への督促状、催告書を作成する。 ・国保税所得照会 転入者の所得を把握するため、前住地の市町村長に対して所得照会を行う。 ・国保税滞納者調査資料 滞納者の現状を把握し、そのデータを出力、管理する。 ・国保税滞納整理 滞納明細書を作成し、これを基に臨戸徴収を行う。 ・国保税調整交付金資料 調整交付金及び保険基盤安定負担金交付申請に伴う資料作成 | | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----|----------|--|--|-------|----|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・国保税当初賦課 国保税額の算出（当初賦課） 各種国保税データの収集、把握 国保税納税通知書の出力 ・国保税統計・調査資料 高額滞納者を把握し、そのデータを出力、管理する。 ・国保税年次処理 税額算定基礎となる所得金額、固定資産税額の把握国保税に関する統計資料の作成 ・国保適用適正化調査 被保険者の世帯状況や収入状況など、資格の適用適正化を講ずるための基礎資料の作成 ・国保年齢階層別加入状況調 国保被保険者の制度別の年齢階層別、性別の加入状況を把握し、諸報告の基礎資料とする。 ・国保被保険者証更新時未納処理 納税相談対象者の把握及び通知 正確な被保険者証及び被保険者資格証明書発行のための措置情報の管理 ・滞納者対策システム 資格証の義務化に伴う月毎の滞納者の収納状況の管理と資格証及び短期証発行記録の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・国保税当初賦課 国保税額の算出（当初賦課） 各種国保税データの収集、把握 国保税納税通知書の出力 ・国保税統計・調査資料 高額滞納者を把握し、そのデータを出力、管理する。 ・国保税年次処理 税額算定基礎となる所得金額、固定資産税額の把握国保税に関する統計資料の作成 ・国保適用適正化調査 被保険者の世帯状況や収入状況など、資格の適用適正化を講ずるための基礎資料の作成 ・国保年齢階層別加入状況調 国保被保険者の制度別の年齢階層別、性別の加入状況を把握し、諸報告の基礎資料とする。 ・国保被保険者証更新時未納処理 納税相談対象者の把握及び通知 正確な被保険者証及び被保険者資格証明書発行のための措置情報の管理 ・滞納者対策システム 資格証の義務化に伴う月毎の滞納者の収納状況の管理と資格証及び短期証発行記録の管理 | | |
| | | 被保険者の状況等 | (H18年度実績) 第1号被保険者 54,385人 任意加入被保険者 533人 第3号被保険者 27,385人 合計 82,303人 | (H18年度実績) 第1号被保険者 4,326人 任意加入被保険者 29人 第3号被保険者 1,847人 合計 6,202人 | 概要説明 | |
| | | 被保険者の異動 | (H18年度実績) 区分 取得・転入 転出・喪失 第1号被保険者 15,240人 17,077人 任意加入被保険者 224人 261人 | (H18年度実績) 区分 取得・転入 転出・喪失 第1号被保険者 1,103人 1,282人 任意加入被保険者 12人 10人 | 概要説明 | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | | 富士見村 | | 調整方針案 | 備考 | |
|----------------------|--------------|----------|------------|--------------|---------|-----------|--------|--------|------|
| 110 | 年金概要 | | 第3号被保険者 | 3,959人 | 4,344人 | 第3号被保険者 | 273人 | 329人 | |
| | | | 合計 | 19,423人 | 21,682人 | 合計 | 1,388人 | 1,621人 | |
| | | 付加保険料の加入 | (H18年度実績) | | | (H18年度実績) | | | 概要説明 |
| | | | 対象者 | | 41,930人 | 対象者 | | 3,516人 | |
| | | | 加入者 | | 1,286人 | 加入者 | | 294人 | |
| | | | 加入率 | | 3.1% | 加入率 | | 8.4% | |
| | | 保険料免除状況 | (H18年度実績) | | | (H18年度実績) | | | 概要説明 |
| | | | 法定免除者 | | 2,562人 | 法定免除者 | | 128人 | |
| | 申請免除者 | | 10,426人 | 申請免除者 | | 711人 | | | |
| | 計 | | 12,988人 | 計 | | 839人 | | | |
| | 免除率 | | 23.9% | 免除率 | | 19.4% | | | |
| 裁定請求処理件数 | (H18年度実績) | | | (H18年度実績) | | | 概要説明 | | |
| | 長期給付(老齢) | | 172件 | 長期給付(老齢) | | 52件 | | | |
| | 短期給付(障害・遺族等) | | 190件 | 短期給付(障害・遺族等) | | 7件 | | | |
| | 合計 | | 362件 | 合計 | | 59件 | | | |
| 年金受給者状況 (福祉年金を除く) | (H18年度実績) | | | (H18年度実績) | | | 概要説明 | | |
| | 区分 | 受給者数(人) | 給付額(千円) | 区分 | 受給者数(人) | 給付額(千円) | | | |
| | 老齢(基礎)年金 | 61,923 | 37,160,891 | 老齢(基礎)年金 | 4,334 | 2,644,129 | | | |
| | 障害(基礎)年金 | 3,373 | 3,095,058 | 障害(基礎)年金 | 248 | 229,120 | | | |
| | 遺族(基礎)年金 | 228 | 147,664 | 遺族(基礎)年金 | 17 | 9,760 | | | |
| 老齢福祉年金の状況 | (H18年度実績) | | | (H18年度実績) | | | 概要説明 | | |
| | 受給者数 | | 70人 | 受給者数 | | 5人 | | | |
| | 給付金額 | | 28,406千円 | 給付金額 | | 2,029千円 | | | |
| 特別障害給付金の状況 | (H18年度実績) | | | (H18年度実績) | | | 概要説明 | | |
| | 受給者数 | | 16人 | 受給者数 | | 2人 | | | |
| | 給付金額 | | (月額)688千円 | 給付金額 | | (月額)55千円 | | | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|----------|---------|--|--|--|----|
| 111 | 協力連携事務 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳到達者に係る情報の提供 ・ 資格取得時等における納付督促、口座振替、前納の促進 ・ 国保等の公金と併せた口座振替の促進 ・ 保険料納付督促広報記事の広報誌への掲載 ・ 住所変更の報告の早期提出 ・ 福祉年金に係る届出の周知 ・ 市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談業務 ・ 保険料免除、未納者対策のために所得情報を磁気媒体での提供 (H19年度から) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳到達者に係る情報の提供 ・ 資格取得時等における納付督促、口座振替、前納の促進 ・ 国保等の公金と併せた口座振替の促進 ・ 保険料納付督促広報記事の広報誌への掲載 ・ 住所変更の報告の早期提出 ・ 福祉年金に係る届出の周知 ・ 市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談業務 ・ 保険料免除、未納者対策のために所得情報を磁気媒体での提供 (H19年度から) | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| 112 | 年金電算システム | | <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン処理システム 日本電気(株) (H22年1月に新システム((株)GCC)へ移行予定) | <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン処理システム (株)GCC | ○前橋市の制度により調整する ・ 合併時に前橋市のシステムに統一する。 | |
| | | 福祉医療該当者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども医療〔所得制限：無〕 入院及び通院：満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ・ 重度心身障害者〔所得制限：無〕 ① 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の一級の項に掲げる障害を有する者 ② 国民年金法施行令別表の一級に掲げる障害に該当する障害を有する者 ③ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の一級又は二級の項に掲げる障害に該当する障害を有する者 (複合する障害により一級又は二級と認められたものを含む。) ④ 精神薄弱者福祉法第12条に規定する精神薄弱者更正相談所、児童福祉法第15条に規定する児童 相談所又はこれらの諸機関と同等の判断能力をそ うする機関において知能指数35以下と判断された 者 ⑤ 第2号に規定する者と同程度の障害を有 することが公的機関の判断により証明され た者 ⑥ 療育手帳制度要綱により療育手帳の交付 を受けた者で、その判定がAの者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども医療〔所得制限：無〕 入院：満15歳に達する日以後の最初の3月31日ま での者 通院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日ま での者 ・ 重度心身障害者〔所得制限：無〕 ① 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 施行令別表第3の一級の項に掲げる障害を有 する者 ② 国民年金法施行令別表の一級に掲げる障 害に該当する障害を有する者 ③ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の 一級又は二級の項に掲げる障害に該当する 障害を有する者 (複合する障害により一級又は二級と認められた ものを含む。) ④ なし ⑤ 第2号に規定する者と同程度の障害を有 することが公的機関の判断により証明され た者 ⑥ 療育手帳制度要綱により療育手帳の交付 を受けた者で、その判定がAの者 | ○前橋市の制度により調整する。 ・ 前橋市の制度を富士見村に拡大する。 | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----------------|-----|--|---|--|----|
| 113 | 福祉医療概要 | | <p>・母（父）子家庭等〔所得制限：有（所得税非課税）〕</p> <p>① 母（父）子家庭の母（父）と満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>② 父母のいない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>・高齢重度障害者〔所得制限：無〕</p> <p>後期高齢者医療保健の被保険者で、重度心身障害者の②、③、④、⑤、⑥に該当する障害を有する者</p> <p>(H20.4.1)</p> <p>区 分 対象者（人）</p> <p>子ども 41,197</p> <p>重度心身障害者 2,852</p> <p>母子（父子）家庭 5,298 (母子5,244,父子54)</p> <p>高齢重度障害者 3,670</p> <p>計 53,017</p> | <p>・母（父）子家庭等〔所得制限：有（所得税非課税）〕</p> <p>① 母（父）子家庭の母（父）と満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>② 父母のいない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>・高齢重度障害者〔所得制限：無〕</p> <p>後期高齢者医療保健の被保険者で、重度心身障害者の②、③、④、⑤、⑥に該当する障害を有する者</p> <p>(H20.4.1)</p> <p>区 分 対象者（人）</p> <p>子ども 2,279</p> <p>重度心身障害者 225</p> <p>母子（父子）家庭 311</p> <p>高齢重度障害者 232</p> <p>計 3,047</p> | | |
| | | 助成額 | <p>(平成18年度)</p> <p>区 分 助成額（千円） 1人当り（円）</p> <p>乳幼児 760,922 41,959</p> <p>重度心身 535,614 201,586</p> <p>母（父）子 168,715 32,179</p> <p>高齢重度 466,721 132,818</p> <p>計 1,931,972 65,382</p> | <p>(平成18年度)</p> <p>区 分 助成額（千円） 1人当り（円）</p> <p>乳幼児 57,052 40,121</p> <p>重度心身 36,044 174,971</p> <p>母（父）子 9,073 26,685</p> <p>高齢重度 34,033 133,988</p> <p>計 136,202 61,297</p> | 概要説明 | |
| 114 | 福祉医療業務に係る電算システム | | <p>独自電算で対応している。</p> <p>・福祉医療費受給者更新システム</p> <p>各種助成制度の受給者証更新時における受給者証作成</p> <p>・福祉医療助成レセプト照合システム</p> <p>福祉医療費請求レセプトの資格確認、過誤処理及び給付記録の管理、制度別医療費の集計、医療費支給決定明細書等の作成</p> <p>・福祉医療助成給付オンラインシステム</p> <p>福祉医療受給者の給付情報の管理・保管</p> <p>・福祉医療助成資格オンラインシステム</p> <p>受給者資格情報の管理・保管、受給資格確認</p> <p>・福祉医療助成資格月次処理システム</p> | <p>(株)GCCへ委託で対応している。</p> <p>・福祉医療費受給者更新システム</p> <p>各種助成制度の受給者証更新時における受給者証作成</p> <p>・県国保連合会共同電算処理</p> <p>福祉医療費（連記式）処理により当該レセプト一覧表及び集計表の帳票出力</p> <p>1. 福祉医療該当者一覧表</p> <p>2. 福祉医療費（併用明細書）集計表</p> <p>3. 福祉医療費（併用明細書）月報用集計表</p> <p>4. 食事療養費福祉該当者一覧表</p> | <p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・合併時に前橋市のシステムに統一する。</p> | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-----------|--------------------|--|--|---------------------------------------|----|
| | | | <p>受給資格異動における受給者の抽出及び集計、資格喪失に係る受給者証未回収者及び受給資格未申請者の抽出</p> <p>・福祉医療助成年次処理システム</p> <p>各種統計資料の作成、長期入院患者や多受診者の把握</p> | | | |
| 115 | 受給者管理 | 福祉医療助成資格オンラインシステム等 | <p>福祉医療助成資格オンラインシステムで管理</p> <p>新規→窓口にて随時入力</p> <p>住民移動→住基オンラインに連動して変更</p> <p>保険移動→国保：住基オンラインに連動</p> <p>社保：届出により随時入力</p> | (株) G C C システム (e-SUITE) による管理 | ○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市のシステムに統一する。 | |
| 116 | 受給者の認定 | | <p>本人申請（代理可）</p> <p>窓口にて受付→認定→受給者証の即日交付</p> | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| 117 | 受給者証の更新 | | <p>項目更新</p> <p>子ども 満6歳に達する以後の最初の4月1日と満12歳に達する日以後の最初の4月1日</p> <p>重度心身 3年毎（直近・平成19年8月1日）</p> <p>母（父）子 毎年8月1日</p> <p>高齢重度 3年毎（直近・平成19年8月1日）</p> <p>※健康保険法施行令第42条第1項第3号の改正に伴い、定期更新時において、次期更新月日を8月1日に変更</p> | <p>項目更新</p> <p>子ども なし</p> <p>重度心身 3年毎（個別更新）</p> <p>母（父）子 毎年8月1日</p> <p>高齢重度 3年毎（直近・平成19年10月1日）</p> | ○前橋市の制度により調整する | |
| 118 | 福祉医療費の支払い | 助成の概要 | <p>子ども 県内→現物支給</p> <p>重度身障 } 県外→申請により償還払い（口座振替）</p> <p>母（父）子 } 振替）</p> <p>高齢重度 } 保険証・受給資格者証・領収書・印鑑持参・申請書に口座番号記載</p> | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 柔整 | <p>支払方法は受領委任払い</p> <p>県内・県外とも各接骨師会よりレセプトを受領（毎月10日頃）</p> <p>→資格・請求額等審査</p> <p>→県内・県外レセプト内容審査依頼</p> <p>→電算入力</p> <p>→チェックリスト処理</p> | <p>支払方法は受領委任払い</p> <p>県内・県外とも各接骨師会よりレセプトを受領（毎月10日頃）</p> <p>→資格・請求額等審査</p> <p>→県内・県外レセプト内容審査依頼</p> <p>→電算入力</p> <p>→チェックリスト処理なし</p> | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|------------|------------------|---|---|----------------|----|
| | | | →支払(レセプトを受領から2か月後) | →支払(レセプトを受領から2か月後) | | |
| | | はり・きゅう・ マッサージ | 支払方法は受領委任払い 施術団体より申請書の受領(毎月上旬) →内容確認(保険者にて審査)、支給額決定 →電算入力 →チェックリスト処理 →支払(申請書受領から2か月後。ただし、県外分は3か月後) | 支払方法は受領委任払い 施術団体より申請書の受領(毎月上旬) →内容確認(国保連にて審査)、支給額決定 →電算入力 →チェックリスト処理なし →支払(申請書受領から2か月後。ただし、県外分は3か月後) | ○前橋市の制度により調整する | |
| 119 | 過誤調整 | | 国保・社保とも県国保連合会に過誤調整依頼をしている。 連合会よりレセプト・請求書受領(毎月5日頃) →電算処理 →チェックリスト出力・処理・入力(10~20日頃) →過誤精算通知書・過誤内訳書(当月)及び(調整)分出力(22日) →過誤精算通知書訂正処理 →県国保連合会へ過誤精算通知書の提出(25日) →県国保連合会より請求書到着(翌月5日頃) →請求書・過誤精算通知書の確認 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| 120 | 高額療養費等の調整 | 社保分 | 保険者に総保険点数を照会・確認し、該当者に同意書・該当届を送付し、署名・押印後納付依頼をし、納付後、一般会計に戻入する。 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 国保分 | 国保会計で支出負担行為を行い、その支出に対して戻入命令を行い、一般会計(福祉医療費)に精算する。 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 老人分 | 老人保健会計から支出(支出先・県国保連合会)し、戻入命令により、福祉医療(一般会計)へ精算戻入 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| 121 | 第三者行為等の求償等 | 第三者行為 | 交通事故→県国保連合会に委託 その他→当事者からの申請により受付、治療終了後保険会社に求償する。 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 日本スポーツ振興センター | 教育委員会からの通報により、該当者に同意書を送付し、保護者の署名・押印後納付依頼し、納付後、一般会計に戻入する。過年度分は歳入(雑入)処理。 | 教育委員会からの通報により、納付後、一般会計に戻入する。過年度分は歳入(雑入)処理。 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | | 第三者行為→医療保険の給付制限と同じ | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|--------------------|-------------------------|--|---|---|----|
| 122 | 給付制限 | | ・保険税を滞納し資格証の交付を受けている場合は、現物給費は行わず、償還払いとする。 | | | |
| 123 | レセプト点検 (福祉医療) | | 県国保連合会の一次審査で内容点検のみ 独自電算処理で内容と資格点検を行っている。 | 県国保連合会の一次審査で内容点検のみ 共同電算処理で内容と資格点検を行っている。 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 124 | (福祉医療) | レセプト等の保管 | 保存年度→5年間・現物(紙)保管 ・国保 請求月毎に「一般・退職・老人別→診療科別→医療機関番号順→レセプト番号順」で保管している。 ・社保 請求月毎に「診療科別→医療機関番号順→レセプト番号順」で保管している。 | 保存年度→5年間・現物(紙)保管 ・国保 請求月毎に「一般・退職→記号番号順」「老人→受給者番号順」で保管している。 ・社保 国保と区分しないで受給者番号順で保管 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 給付情報の管理 | 給付オンライン管理 データパンチは連合会に委託 保存年度 データ 5年間 オンライン 36か月間 ※オンライン管理期間終了後はバックアップのテープにて5年間保存 | GCCシステム(e-SUITE)により管理 ※バックアップを連合会からのCDRにて5年間保存 | ○前橋市の制度により調整する | |
| 125 | 後期高齢者医療制度 | 広域連合 | 群馬県後期高齢者医療広域連合(平成19年2月19日) ・県内市町村をもって組織する。 ・後期高齢者医療制度に関する事務を共同処理するもの | 群馬県後期高齢者医療広域連合(平成19年2月19日) ・県内市町村をもって組織する。 ・後期高齢者医療制度に関する事務を共同処理するもの | ○富士見村は、群馬県後期高齢者医療広域連合から合併の日の前日をもって脱退するものとする | |
| | | 後期高齢者医療制度概要 (被保険者数等) | 75歳以上及び65歳以上75歳未満の者のうち政令で定める程度の障害を有する者で後期高齢者医療制度による障害認定を受けた者(市単独事業による対象年齢等の拡大は行っていない。)平成20年4月1日施行 (平成20年度) ○被保険者数 35,387人(平成20年4月1日現在) ・うち75歳未満65歳以上の者 1,629人(平成20年4月1日現在) | 前橋市に同じ (平成20年度) 被保険者数 2,281人(平成20年4月1日現在) ・うち75歳未満65歳以上の者 104人(平成20年4月1日現在) | 概要説明 | |
| 126 | 後期高齢者医療被保険者証等の更新業務 | 被保険者証等の更新 | ・8月1日～7月31日まで1年間有効の被保険者証を7月中旬頃発送予定(基準収入額適用申請対象者を絞込み、勸奨通知を送付し、負担区分の変更処理を行った後) ・特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の該当者についても更新のための事務処理実施 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|-------------------|--------------------------------|---|--------|---------------|----|
| | | | ※更新する被保険者証は、広域連合で作成し封入封緘されたものが市町村に届けられるため、データ締め切り後及び新規加入者分について市町村で追加作成や訂正して差し替えたうえで発送する。 | | | |
| 127 | 後期高齢者医療 窓口受付業務 | 後期高齢者医療被保険者証に関する資格・管理市町村取り扱い業務 | ・後期高齢者医療被保険者証等の交付、回収又は訂正 ・75歳到達者、65歳以上75歳未満で後期高齢者医療の障害認定を受けた者又は、撤回した者、転出・入（県内・県外）者、転居、死亡等による届出又は申請の受付 ・転出者に対する負担区分証明書の交付 ・基準収入額適用申請に基づく負担区分割合の変更 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 後期高齢者医療各種認定証等発行に係る市町村取り扱い業務 | 特定疾病認定申請に基づく療養受療証の交付 限度額適用・標準負担額減額認定申請に基づく認定証の交付 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 後期高齢者医療被保険者の各種給付申請に係る市町村取り扱い業務 | 療養費（一般療養費、治療用器具等）、高額療養費、標準負担額差額（食事・生活療養費）支給申請の受付 葬祭費支給申請の受付 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 第三者行為受付業務 | 第三者行為届出の受付 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| 128 | 後期高齢医療の 保険料業務 | 後期高齢医療保険料の徴収業務 | ・年度当初に広域連合の賦課決定に基づいて後期高齢者医療保険料の仮徴収額決定通知書を作成し該当者に通知する。 ・7月上旬に広域連合の賦課決定に基づいて後期高齢者医療保険料の徴収額決定通知書を作成し該当者に通知する。（年金からの天引きによる特別徴収を原則とし、年金天引き不可については納付書による普通徴収） ・新規加入者及び転入者に対する保険料の賦課決定に基づく徴収事務処理 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 後期高齢医療保険料の収納管理業務 | 徴収された保険料の消し込み及び還付処理 賦課内容の変更訂正に基づく事務処理 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | 後期高齢者医療 保険事業 | 後期高齢者健診 | 法律改正によって平成20年度から各医療保険者において特定健診の実施が義務付けられた。後期高齢者医療保険においては、健診の実施は義務付けられておらず努力義務として位置づけられているが、群馬県後期高齢者医療広域連合では、市町村に委託して実施することで決定し、広域連合からの受託事業として実施するものである。 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|----------------------------|-----------------|---|---|----------------|----|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者健診受診対象者 約39,000人 (平成20年度中に75歳到達により後期高齢者医療保険へ加入する者を含む) ・健診方式 個別健診と集団検診の併用で実施する | | | |
| 130 | 後期高齢者医療保険の実施・運営に係る本市電算システム | 住基、所得情報管理システム | <ul style="list-style-type: none"> ・本市住基情報のうち当該年度中に65歳に到達する者及びその者が属する世帯の世帯主と世帯員すべての情報 ・上記の者の所得情報 ・住基及び所得の移動情報 ・システムの開発業者 (株)ジーシーシー ・システムの名称 e-SUITE後期高齢者システム | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 保険料の徴収、収納管理システム | <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合から示された賦課決定額に基づいて保険料の仮徴収額や本徴収額の決定を行い、通知書を作成 ・年金からの天引きの可否を決定する1/2判定の処理 ・保険料の期割り設定 ・保険料の仮徴収額決定通知書、徴収額決定通知書及び徴収額変更決定通知書の打ち出し ・普通徴収対象者に対する納入通知書の打ち出し ・システムの開発業者 (株)ジーシーシー | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 実施計画の策定 | ・国保年金課で作成 | ・住民課で作成 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 健診の実施形態 | <ul style="list-style-type: none"> ①個別健診 <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市医師会との委託契約書に記載された医療機関で受診する ②集団健診 ・実施回数 計37回 <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県健康づくり財団・JA厚生連委託 前橋保健センター4回 大胡保健センター8回 宮城保健センター5回 粕川保健センター5回 ・JA厚生連 15回 | <ul style="list-style-type: none"> ①個別健診 前橋市に同じ ②集団健診 ・実施回数 計12回 <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県健康づくり財団 富士見村保健センター 12回 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 健診項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な健診項目のほか、医師の判断により行う詳細な健診項目を含む 新さわやか健診の中に位置づける | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な健診項目のほか、医師の判断により行う詳細な健診項目を含む | ○前橋市の制度により調整する | |

住民部会 行政制度比較表

| 部門 No. | 項目名 | 細項目 | 前橋市 | 富士見村 | 調整方針案 | 備考 |
|-----------|--------|---------|---|--|----------------|----|
| 131 | 特定健康診査 | | ・特定健診のほかに、市独自健康診査（保健予防課管理）生活機能評価（介護高齢福祉課管理）を実施 | ・特定健診のほかに、村独自健康診査（保健センター管理）、生活機能評価（保健福祉課）を実施 | | |
| | | 自己負担 | 現行の基本健診は自己負担なし 特定健診単価契約を前橋市医師会・群馬健康づくり財団・JA厚生連と締結 | 前橋市に同じ 特定健診単価契約を前橋市医師会・群馬県健康づくり財団・渋川市医師会と締結 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 実施期間 | 受診シールの発送後～2月末日まで | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 受診対象者 | 満40～74歳の国保被保険者 平成20年4月1日の対象者数 60,986人 | 前橋市に同じ 平成20年4月1日の対象者数 4,817人 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 受診券の発送 | 新さわやか健診受診シールと一緒に発送（保健予防課）4月一斉発送、再交付は随時 | 6月一斉発送、再交付は随時 | ○前橋市の制度により調整する | |
| | | 受診結果の管理 | 国保連合会のシステムで管理 (国保年金課・保健予防課) | 国保連合会のシステムで管理 (住民課・保健センター) | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| 132 | 特定保健指導 | 実施内容 | 健診結果により、情報提供、動機づけ支援、積極的支援に階層化され、必要に応じた保健指導を行い、生活習慣改善を支援する | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |
| | | 実施形態 | 健診を受診した医療機関での「セット指導」による保健指導を基本に、直営での保健指導を行なう方向 | 前橋市に同じ | ○現行のまま新市に引き継ぐ | |